

宮崎県

障がい者虐待防止・権利擁護マニュアル

平成25年5月
宮崎県障害福祉課

目次

	頁
I 障がい者虐待防止とは何か	
1. 障がい者虐待防止等に向けた基本的視点	1
2. 虐待の種類・内容とその例示	3
3. 障がい者虐待発見チェックリスト	5
II 法律の構成、解説	7
III 養護者による障がい者虐待への対応	
1. 市町村による障がい者虐待の防止・早期発見のための取組	13
2. 養護者による障がい者虐待の相談、通報・届出への対応	14
3. コアメンバーによる対応方針・緊急性の判断	15
4. 事実確認と訪問調査	17
5. 個別ケース会議の開催	20
6. 立入調査	22
7. 積極的な介入の必要性が高い場合の対応	25
8. 養護者（家族等）への支援	28
9. モニタリングと虐待対応の終結	28
IV 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待への対応	32
1. 定義・概略	
2. 通報等への対応（市町村）	
3. 事実の確認・県への報告	33
4. 社会福祉法及び障害者総合支援法の規定による権限の行使	34
5. 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の状況の公表	35
6. 身体拘束に対する考え方	
7. 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待防止の取組	37
V 使用者による障がい者虐待への対応	
1. 定義・概略	40
2. 通報等への対応（市町村又は県）	
3. 市町村・県による事実確認等	42
4. 市町村から県への通知	
5. 県から労働局への報告	
6. 労働局による対応	43
7. 使用者による障がい者虐待における障がい者支援	

8. 利用者による障がい者虐待の状況の公表	
9. 利用者による障がい者虐待の防止	4 4
VI 障がい者虐待対応事例	
養護者からの経済的虐待の事例	4 7
施設従事者による放棄・放任（ネグレクト）の事例	5 2
利用者による心理的虐待の事例	

I 障がい者虐待とは何か

1. 障がい者虐待防止等に向けた基本的視点

障害者虐待防止の対応については、その発生予防から、虐待を受けた障がい者が安定した生活を送れるようになるまで、障がい者の権利擁護を基本に置いた切れ目ない支援体制を構築する必要があります。また、障がい者虐待であるかどうかの判断に当たっては、様々な留意点がありますが、虐待かどうかの判断が難しい場合は、虐待でないことが確認できるまでは虐待事案として対応する必要があります。

○どこでも虐待は起きるものです

自宅や施設・事業所、職場、病院、学校など日常の様々な生活場面で虐待は起こりえます。どんなに福祉に熱心な施設や会社だからといって、障がい者虐待が起きないわけではありません。ちょっとした過ちが積み重なって、虐待として深刻化していくことも少なくありません。

○虐待の未然防止

家庭内や障害者福祉施設等における障がいのある人の権利擁護についての啓発、障がい及び障がい者虐待に対する正しい理解や介助知識の周知などが有効です。

○早期発見・早期対応（「見て見ぬふり」、「無関心」は虐待を助長します）

どんなに気をつけていても必ず虐待の芽が出てくるという意識を持つことが必要です。虐待を見て見ぬふりしていると、その芽はどんどん成長し、取り返しのつかないこととなります。

○安全確保（まずは避難させる）

障がい者が虐待を受けている場合は、まずその環境から障がい者本人を切り離して安全を確保してから、何が行われていたかを事実確認することが必要です。

○「指導」や「しつけ」、「療育」という虐待があります

「障がい者のために必要な指導（又はしつけ、療育）」として自己の行為を正当化してしまう傾向があります。体力や立場などにおいて障がい者より優位な状況のもと、気づかないうちに相手の行動を思いのままに制御しようとしたり、自己の感情の捌け口にしたりしていないか、自分自身や周りの言動へ意識を向ける必要があります。

○連続性の錯覚に基づく虐待があります

同僚や周囲の人々が暴力や体罰を「仕方がない」として容認してしまうと、感覚がマヒし、次第にその行為がエスカレートしても、「悪いことをしている」という自覚ができなく

なります。

○再発予防（養護者への支援）

養護者虐待の対応において支援者は、養護者を含む家族全体を支援するという視点に立ち、養護者等との信頼関係の確立に努める必要があります。その上で解決に向けて、傷ついた障がい者本人へのケアを行い、立ち直りを支援するとともに、養護者の介護負担軽減や家族関係の回復、生活の安定など養護者への支援も行い、再発防止に努める必要があります。

○チームで取り組む

障がい者の生活の場は、家庭、施設、学校、職場など様々です。また、家族、職員、利用者、教員、同僚など多くの人と関わります。このことは、虐待が起きる要因が複雑で、その判断や対応には困難を伴うことを示唆しています。このため、虐待の判断や対応には、多様な専門性をもったチームで関わる必要があります。

○虐待をしているという「自覚」は問わない

養護者や支援者が虐待をしている「自覚」がないからといって、その行為が正当化され、免責されることはありません。その行為が虐待であることを気づかせ、解決に向けて対応していく必要があります。

○障害者本人の「自覚」は問わない

自分が何をされているのか認知できない障がい者もいます。また、コミュニケーションが苦手な障がい者もいます。本人の「自覚」や「訴え」がないからといって、虐待が正当化され、免責されることはありません。

○親や家族の意向が障がい者本人のニーズと異なる場合がある。

親や家族は、施設等に対する期待とほかに行き場がなくなるのではないかという不安から、施設側を擁護する態度をとりがちです。親や家族の表面上の態度で安易に納得するのではなく、あくまで虐待を受けている障がい者の立場で虐待に取り組むことが大切です。

2. 虐待の種類・内容とその例示

厚生労働省が作成した「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」から養護者による虐待を中心に障害者虐待防止法の規定する障がい者への虐待の具体例を引用しました。

種類	定義	内容	具体例
① 身体的虐待	障がい者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること	暴力や体罰によって、身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛り付けたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為。	<ul style="list-style-type: none"> 平手打ちする、殴る、蹴る、壁に叩きつける、つねる、無理やり食べ物や飲み物を口に入れる、やけど・打撲させる。 身体拘束（柱や椅子やベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める、施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させるなど）
② 性的虐待	障がい者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。	性的な行為やその強要（表面上は同意しているように見えても、本心から同意かどうかを見極める必要がある）	<ul style="list-style-type: none"> 性交、性器への接触、性的行為を強要する、裸にする、キスする。 本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話をする。 わいせつな映像を見せる。
③ 心理的虐待	障がい者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること。	<ul style="list-style-type: none"> 「バカ」「あほ」など障害者を侮辱する言葉を浴びせる、怒鳴る、ののしる、悪口を言う。 仲間に入れない、子ども扱いする、人格をおとしめるような使いをする。 話しかけているのに意図的に無視する。
④ ネグレクト（放棄・放任）	障がい者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。	食事や排泄、入浴、洗濯など身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療を受けさせない、などによって障がい者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。	<ul style="list-style-type: none"> 食事や水分を十分与えない、食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している。 あまり入浴させない、汚れた服を着させ続けている。 排泄の介助をしない、髪や爪が伸び放題。 室内の掃除をしない、ごみを放置したままにしてある等劣悪な住環境の中で生活させる。 病気やけがをしても受診させない、学校に行かせない。 必要な福祉サービスを受けさせない、制限する。 同居人による身体的虐待や心理的虐待を放置する。

⑤ 経済的虐待	<p>養護者又は障がい者の親族が当該障がい者の財産を不当に処分することその他当該障がい者から不当に財産上の利益を受けること。</p>	<p>本人の同意なしに(あるいはだますなどして)財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 年金や賃金を渡さない、本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する。 • 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 • 本人の同意なしに年金等を管理して渡さない。 <p>* 経済的虐待は、他の虐待とは別の号立てになっており、第2条第6項二に規定する「養護者による虐待の放置」は適用されず、「養護者又は障害者の親族」による場合に限られると解します。「養護者又は障害者の親族」以外による同様の虐待は、財産上の不当取引による被害の防止等を定めた法第43条や民法、刑法などの一般法の適用により対応します。</p>
---------	--	--	--

*** 「障害者福祉施設従事者等」による虐待について**

- 心理的虐待の定義において、「不当な差別的言動」についても虐待に該当し、
- ネグレクトの定義において、「他の利用者」からの身体的・性的・心理的虐待行為と同様の行為の放置について虐待に該当すると規定されています。

*** 「使用者」による虐待について**

- 心理的虐待の定義において、「不当な差別的言動」についても虐待に該当し、
- ネグレクトの定義において、「他の労働者」からの身体的・性的・心理的虐待行為と同様の行為の放置について虐待に該当すると規定されています。

3. 障がい者虐待発見チェックリスト

虐待されても障がい者自らSOSを訴えないことがよくあります。小さな兆候を見逃さずに、早期に虐待を発見しなければなりません。虐待が疑われる場合の「サイン」として以下のものがあります。複数に当てはまる場合は疑いがそれだけ濃いと判断してください。これらはあくまで例示なので、ぴったり当てはまらなくても虐待がないと判断しないでください。類似の「サイン」にも注意深く目を向けてください。

<身体的虐待のサイン>

- 身体に小さな傷が頻繁にみられる
- 太ももの内側や上腕部の内側、背中などに傷やみみずばれがみられる
- 回復状態がさまざまに違う傷、あざがある
- 頭、顔、頭皮などに傷がある
- お尻、手のひら、背中などに火傷や火傷の跡がある
- 急におびえたり、こわがったりする
- 「こわい」「嫌だ」と施設や職場へ行きたがらない
- 傷やあざの説明のつじつまが合わない
- 手をあげると、頭をかばうような格好をする
- おびえた表情をよくする、急に不安がる、震える
- 自分で頭をたたく、突然泣き出すことがよくある
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- 医師や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない

<心理的虐待のサイン>

- かきむしり、かみつきなど、攻撃的な態度がみられる
- 不規則な睡眠、夢にうなされる、眠ることへの恐怖、過度の睡眠などがみられる
- 身体を萎縮させる
- おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどパニック症状を起こす
- 食欲の変化が激しい、摂食障害（過食、拒食）がみられる
- 自傷行為がみられる
- 無力感、あきらめ、なげやりな様子になる、顔の表情がなくなる
- 体重が不自然に増えたり、減ったりする

<性的虐待のサイン>

- 不自然な歩き方をする、座位を保つことが困難になる
- 肛門や性器から出血、傷がみられる
- 性器の痛み、かゆみを訴える

- 急におびえたり、こわがったりする
- 周囲の人の体をさわるようになる
- 卑猥な言葉を発するようになる
- ひと目を避けたがる、一人で部屋にいたがるようになる
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- 眠れない、不規則な睡眠、夢にうなされる
- 性器を自分でよくいじるようになる

<ネグレクトのサイン>

- 身体から異臭、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い、皮膚の潰瘍
- 部屋から異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、ゴミを放置している
- ずっと同じ服を着ている、汚れたままのシーツ、濡れたままの下着
- 体重が増えない、お菓子しか食べていない、よそではガツガツ食べる
- 過度に空腹を訴える、栄養失調が見て取れる
- 病気やけがをしても家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない
- 学校や職場に出てこない
- 支援者に会いたがらない、話したがらない

<セルフネグレクトのサイン>

- 昼間でも雨戸が閉まっている
- 電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃の支払いが滞っている
- ゴミが部屋の周囲に散乱している、部屋から異臭がする
- 郵便物がたまってきたまま放置されている
- 野良猫のたまり場になっている
- 近所の人や行政が相談に乗ろうとしても「いいよ、いいよ」「放っておいてほしい」と遠慮し、あきらめの態度がみられる

<金銭的虐待のサイン>

- 働いて賃金を得ているはずなのに貧しい身なりでお金を使っている様子がみられない
- 年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない
- サービスの利用料や生活費の支払ができない
- 資産の保有状況と生活状況との落差が激しい
- 親が本人の年金を管理し遊興費や生活費に使っているように思える

「障害者虐待防止マニュアル」(NPO法人PandA-J)より

Ⅱ 法律の構成、解説

障害者虐待防止法は、平成23年6月17日に議員立法によって可決・成立し、平成24年10月1日から施行されることとなりました。正式名称は、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」で、障がい者虐待の防止、被虐待者の保護だけではなく、虐待をしている養護者への支援も法律に盛り込まれています。また、対象となる虐待について「養護者」、「障害者福祉施設従事者等」、「使用者」による障がい者虐待の3類型に分類しています。

以下では、本法律における用語の定義や考え方で重要と思われる条項について、必要な部分を抜粋し、解説します。

第1章 総則（第1条から第6条）

第1章では、本法律の目的や、言葉の定義、その他基本的な事項が定められています。

第1条では、本法律の目的として、「国等の責務」や、「虐待を受けた障害者に対する保護」、「養護者による障害者虐待の防止に資する支援」のための「措置」を定め、障がい者の権利擁護を図ることが定められています。

第2条では、本法律の用語を定義しています。ここでは、障がい者とは、障害者基本法第2条第1号に規定する障害者と定義されています。同号では、障がい者とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としており、障がい者手帳を取得していない場合も含まれる点に留意が必要です（対応の初期段階では、障がい者であることが判然としない場合もありますが、そうした場合でも、適切に対応することが重要です）。また、ここでいう障がい者には18歳未満の者も含まれます。虐待者については、

- ① 身辺の世話や身体介助、金銭の管理などを行っている障がい者の家族、親族、同居人等の「養護者」（同条第3項）、
- ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）等に規定する障害者福祉施設又は障害福祉サービス事業等に係る業務に従事する人、いいかえると「障害者福祉施設従事者等」（同条第4項）（該当する施設・事業は、別表1参照）、
- ③ 障がい者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他の事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする人、いいかえると「使用者」（同条第5項）に分類しています。

また、養護者による「虐待」となる行為として、Ⅰ身体的虐待、Ⅱ性的虐待、Ⅲ心理

的虐待、Ⅳネグレクト、Ⅴ経済的虐待に分類しています（同条第6項）。ここで、「養護者」の定義をもう少し詳しく見てみると、「障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの」とされています。養護するとは、同居が条件ではなく、現に身の世話をしていることと考えられており、近所に住んで当該障がい者の日常的な世話をしているような親族や知人は、養護者となります。また、経済的虐待については、養護者のみならず、障がい者の親族による行為が含まれます（同条第6項第2号）。

第3条では、「何人も障害者に対し、虐待をしてはならない。」と規定され、広く虐待行為が禁止されています。同条で禁止されている虐待は、第2条の「障害者虐待」より範囲が広いと考えられます。

第4条（国及び地方公共団体の責務等）では、国や地方公共団体に対して、虐待が発生したときの適切な保護と支援、虐待に対応するための体制整備、障がい者虐待に関する広報及び啓発活動を行うことなどを義務づけています。

第5条（国民の責務）、第6条（障害者虐待の発見等）では、それぞれ、国民や、福祉関係者、医療関係者そして法律関係者などが障がい者虐待の防止・早期発見に協力する責務が定められています。

第6条第2項では、具体的に、障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障がい者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障がい者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、早期発見に努めなければならないと規定されており、また同条第3項では、障がい者虐待を受けた障がい者の保護及び自立の支援のための施策に協力するよう努めなければならないと規定されています。事実確認等の調査を行っていく際には、必要に応じて、関係機関に対しては、協力することが義務であることを説明していく必要があります。

第2章 養護者による障害者虐待の防止、養護者に対する支援等（第7条から第14条）

第2章では、養護者による在宅障がい者への虐待の防止と、養護者の支援についての市町村や、その他、協力機関の役割について規定されています。特に、立入調査や面会制限などの措置は、本法律の特徴的な行政の権限です。また、本章は、在宅障がい者の虐待防止、虐待障がい者の支援、養護者の支援を行っていくうえで、関係機関の役割について記述されており、本法律の核になる部分でもあります。

第7条、第8条（養護者による障害者虐待に係る通報等）では、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者は、速やかに市町村に通報しなければならない（義務）と規定されまし

た。このときの通報や障がい者から養護者による障がい者虐待を受けた旨の届出は、刑法の秘密漏示罪などによっては妨げられないと解されています。

第9条（通報等を受けた場合の措置）、第10条（居室の確保）では、市町村が虐待の通報又は届出を受けたときは、速やかに事実確認や障がい者虐待対応協力者と協議すること、また、虐待により生命または身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合は虐待を受けた者を一時的に保護するため、障害者支援施設等に入所させるなど、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づく措置権限を適切に行使すること、そして、虐待を受けた者を保護するための居室を確保するための措置を講ずることなど、市町村の役割が定められています。

第11条（立入調査）、第12条（警察署長に対する援助要請等）では、本法律で市町村長の権限として定められている「立入調査」と、その際の警察への協力要請などについて定められています。

第13条（面会の制限）では、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法上の措置などで、虐待を受けた障害者を障害者支援施設等や指定医療機関へ措置入所させた際などの、養護者との面会制限について規定されています。

第14条（養護者の支援）では、市町村は養護者に対して、相談・指導・助言のほか、養護者の負担を軽減するために必要な措置を講ずることや、一時的に障がい者が養護を受けるための居室を確保するための措置を講ずることが規定されています。

第3章 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等（第15条から第20条）

第3章では、障害者福祉施設従事者等による虐待について、施設設置者又は事業主が防止措置を講ずることや、発見した際の通報義務、通報職員の秘密保持、通報を受けた際の市町村の措置などが規定されています。

第15条では、虐待防止の措置として、障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業を行うものが、障害福祉施設従事者等に対しての研修の実施や苦情処理体制を整備することが規定されています。

第16条では、障害者福祉施設従事者等による虐待を発見した際の市町村への通報義務が定められています。また、虐待を受けている者からの市町村への届出の規定がなされています。養護者による虐待と同じように、刑法の秘密漏示によっても、同様に妨げられないとされています（ただし、虚偽、過失は除外）。そして、これら通報した従事者等への解雇その他不利益な取扱いを禁止しています。

第17条では、市町村が虐待の通報、届出を受けた際に、その障害者福祉施設等の所在地、発生状況などについて、都道府県に報告することが定められています。

第18条では、市町村や都道府県の職員が、通報者、届出をしたものを特定できるような情報を他へ漏らしてはいけないという、秘密保持の義務が規定されています。

第19条では、市町村や都道府県が通報、届出、報告を受けた際は、障害者福祉施設従事者等による虐待の防止並びに障がい者の保護及び自立の支援を図るため、社会福祉法や障害者総合支援法などによる権限を適切に行使する旨規定されています。

第4章 使用者による障害者虐待の防止等（第21条から第28条）

第4章では、使用者による虐待について、使用者が防止措置を講ずることや、発見した際の通報義務、通報職員の秘密保持、通報を受けた際の市町村、都道府県、都道府県労働局の措置などが規定されています。

第21条では、虐待防止の措置として、障がい者を雇用する事業主が労働者に対しての研修の実施や苦情処理体制を整備することが規定されています。

第22条では、使用者による虐待を発見した際の市町村又は都道府県への通報義務が定められています。また、虐待を受けている者からの市町村又は都道府県への届出の規定がなされています。養護者による虐待、障害者福祉施設従事者等による虐待と同じように、刑法の秘密漏示によっても、同様に妨げられないとされています（ただし、虚偽、過失は除外）。そして、これら通報した労働者への解雇その他不利益な取扱いを禁止しています。

第23条、第24条では、市町村が虐待の通報、届出を受けた際に、その事業所の所在地、発生状況などについて、都道府県に通知し、都道府県は事業所を管轄する都道府県労働局に報告することが定められています。

第25条では、市町村、都道府県、都道府県労働局の職員が、通報者、届出をしたものを特定できるような情報を他へ漏らしてはいけないという、秘密保持の義務が規定されています。

第26条では、都道府県労働局が報告を受けた際は、都道府県労働局長又は労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長は、使用者による虐待の防止並びに障がい者の保護及び自立の支援を図るため、報告に係る都道府県と連携を図りつつ、障がい者の雇用の促進等に関する法律、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律などによる権限を適切に行使する旨規定されています。

第5章 就学する障害者等に対する虐待の防止等（第29条から第31条）

第5章では、学校、保育所、医療機関において、虐待防止の措置として、関係者に対する障がい及び障がい者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、虐待に関する相談に係る体制を整備することが規定されています。

第6章 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センター（第32条から第39条）

第6章では、市町村において、虐待に関する通報や届出を受理し、障害者及び養護者に対して、相談、指導及び助言し、障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報等を行う、障害者虐待防止センターに関する規定と、都道府県において、使用者による虐待に関する通報や届出を受理し、障害者虐待防止及び養護者支援に関する情報を収集し、分析し、提供することなどを行う障害者権利擁護センターに関することが規定されています。

第32条では、市町村虐待防止センターの機能として、

- ① 障がい者の福祉に関する事務を所掌する部局又は市町村が設置する施設において、養護者、障害者福祉施設従事者等及び使用者による虐待の通報又は虐待を受けている障がい者からの届出を受理すること、
- ② 障がい者虐待を受けた障がい者の保護のため、障がい者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うこと、
- ③ 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うことが規定されています。

第33条では、市町村障害者虐待防止センターの業務について、その全部又は一部を市町村障害者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに委託することができることが規定されています。

第34条、第35条では、市町村及び障害者虐待防止センターの業務の委託を受けた者は、障害福祉又は権利擁護に関し専門的知識を有し、かつ、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない、また、市町村は、福祉事務所その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない、養護者による障がい者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう配慮しなければならないと規定されています。

第36条では、都道府県障害者権利擁護センターの機能として、障がい者の福祉に関する事務を所掌する部局又は都道府県が設置する施設において、使用者による虐待の通報又は虐

待を受けている障がい者からの届出を受理すること、市町村相互間の連絡調整、市町村や関係機関に対する情報提供、助言、必要な援助を行うこと、障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うことなどが規定されています。

第37条では、都道府県障害者権利擁護センターの業務について、その全部又は一部を都道府県障害者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに委託することができることが規定されています。

第38条、第39条では、都道府県及び障害者権利擁護センターの業務の委託を受けた者は、障がい福祉又は権利擁護に関し専門的知識を有し、かつ、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならず、都道府県は、福祉事務所その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならないと規定されています。

第7章 雑則（第40条から第44条）

第7章では、市町村虐待防止センター又は都道府県障害者権利擁護センター等の周知に関すること、国及び地方公共団体は障がい者虐待を受けた障がい者が地域において自立した生活を円滑に営むことができるよう居住の場所の確保、就業の支援などの施策を講ずること、国が障がい者虐待の防止や虐待を受けた障がい者の保護及び養護者の支援などについての調査研究を行うことについて定めています。また、市町村申立てによる審判の請求、そして成年後見制度の利用促進など、障がい者の権利擁護のために適切な措置を取ることなどが規定されています。

第8章 罰則（第45条から第46条）

第8章では、市町村障害者虐待防止センター又は都道府県障害者権利擁護センターの委託を受けた者が、守秘義務違反を犯したとき及び第11条第1項の規定による立入調査に対して、正当な理由なく拒否した場合の罰則について定めています。

附則（第1条から第4条）

附則では、本法律の施行日が平成24年10月1日とされています。第2条では、学校、保育所など、医療機関、官公署等における障がい者に対する虐待の防止等の体制の在り方等について、3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討及び必要な措置を講ずる旨がうたわれています。

Ⅲ 養護者による障がい者虐待への対応

1. 市町村による障がい者虐待の防止・早期発見のための取組

(1) 障がい者虐待に関する知識・理解の啓発

障がい者虐待は、障がい者に対する重大な権利侵害であり、住民一人ひとりがこの問題に対する認識を深めることが障がい者虐待を防ぐための第一歩となります。

また、虐待が顕在化する前には、差別や不当な扱いなどが前兆となる場合もありますので、虐待の芽に気が付くことも大切です。

このため、県及び市町村等は、障害者虐待防止法の制定を踏まえ、障がい者虐待防止に向けた広報や啓発活動を行う必要があります。

■障害者虐待防止に向けて広報・啓発すべき内容

○障がい者虐待防止法の内容	○障がい者の権利擁護
○障がいや障がい者に関する正しい理解	○障がい者虐待に関する適切な知識
○障がい者虐待防止につながる取り組み（通報義務や通報窓口の周知）	

(2) 虐待防止ネットワークの構築

障がい者虐待を未然に防ぐためには、市町村や県が中心となって、関係機関との連携協力体制を構築することが重要です。障害者総合支援法における協議会の下に権利擁護部会を設置するとともに、必要に応じて当該部会に都道府県労働局や警察署の参加を要請し、定期的に、地域における障害者虐待の防止等に関わる関係機関等との情報交換や体制づくりの協議等を行い、これを通じて地域の関係機関のネットワークの強化を図っていくことが考えられます。

① 地域の見守りネットワーク

- ・地域住民、民生児童委員、社会福祉協議会、身体障害者相談員、家族会等からなる地域の見守りネットワークで、虐待の予防、早期発見につながることを期待されます。
- ・地域全体で障害に対する理解を深め、障がいのある人を地域全体で支えるまちになることで、養護者の負担が軽減されます。

② サービス事業所等の迅速な支援ネットワーク

- ・虐待が発生した場合に、障害福祉サービス事業所や相談支援事業所などが素早く具体的な支援を行っていくためのネットワークです。

③ 専門機関による支援ネットワーク

- ・警察、弁護士、精神科を含む医療機関、社会福祉士、権利擁護団体など、専門知識等を要する場合に支援を求めるためのネットワークです。

(3) 養護者に対する支援

在宅で養護者による虐待が起きる場合には、虐待している養護者を加害者としてのみ捉まえてしまいがちですが、養護者自身が何らかの支援を必要としている場合も少なくありません。また、他の家族等の状況や経済状況、医療的課題、近隣との関係など様々な問題が虐待の背景にあることを理解しておく必要があります。

家庭全体の状況からその家族が抱えている問題を理解し、障がいのある人や養護者・家族に対する支援を行うことが必要です。

虐待の芽を有する家庭を把握した場合には、その要因を分析し、様々な制度やサービスの活用等、養護者に対して適切な支援を行うことで、障がい者に対する虐待を未然に防ぐことが可能です。

(4) 通報義務の周知

障がいのある人の福祉に業務上関係のある団体や職員などは、障がい者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障がい者虐待の早期発見に努めなければなりません。(第6条) また、障がい者虐待を受けたと思われる障がいのある人を発見した者は、速やかに通報しなければなりません。(第7条第1項) なお、18歳未満の障がい者に対する養護者虐待に関する通報は、障害者虐待防止法ではなく、児童虐待防止法の規定が適用されます。

■障がいのある人の福祉に業務上関係のある団体や職員

- ・障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障がい者の福祉に業務上関係のある団体
- ・障害者福祉施設従事者、相談支援専門員、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障がいの福祉に職務上関係のある者及び使用者

※障がいのある人が不当な扱いや虐待を受けていることが疑われる場合の発見には、チェックシート(P5~6)を用い関係機関や地域住民との共有を図ることも有効です。

2. 養護者による障がい者虐待の相談、通報・届出への対応

障がい者虐待に関する相談や通報・届出を受けた職員は、虐待の状況や障がいのある人・養護者等の状況、通報者の情報など可能な限り必要となる情報を聴取します。ここでの確かな情報を把握することが、次の段階への判断の根拠になります。あいまいに聞き取るのではなく、直接に見聞きしたのか、伝聞なのか、誰が何と言ったのかなどを確認しながら聞き取ります。

■虐待の相談、通報及び届出を受ける職員の受付記録及び留意事項等について

【聞き取り内容】

①虐待の状況

- ・虐待の種類や程度
- ・虐待の具体的な状況
- ・虐待の経過
- ・緊急性の有無

②障がい者の状況

- ・障がい者本人の氏名、居所、連絡先
- ・障がい者本人の心身の状況、意思表示能力

- ③障がい者と家族の状況
 - ・虐待者の状況、虐待者と障がい者の関係
 - ・その他の家族関係
 - ④障害福祉サービス等の利用状況
 - ・障害福祉サービス等の利用の有無
 - ・家族に関わりのある関係者の有無
 - ⑤通報者の情報
 - ・氏名、連絡先、障がい者・養護者との関係等
- ※虐待の場所、日時、どのような虐待を何回したのかなど、具体的な内容を聞き取ります

【留意事項】

- 通報者が焦っている場合

通報者に安心感を与えて、落ち着かせることが重要です。
- 相談者が「虐待」という言葉を使わない場合

障がい者の状態など相談内容から虐待が推測される場合は、その後の対応を念頭に置いて相談を進める構えが必要です。
- 匿名による通報

通報者が名前を言うことを嫌がる場合があります。匿名による通報であっても、きちんと通報内容を聴く必要があります。
- 受付記録を詳細に作成しようとするあまり、通報者の話の流れを無視して項目を順番に埋めるような質問にならないよう、通報者の話の傾聴に努めます。
- 個人情報の保護
 - ・相談や通報、届出によって知り得た情報や通報等に関する情報は、個人のプライバシーに関わる極めて繊細な性質のもので、守秘義務が課せられています。
 - ・通報等の内容や通報者の情報は、外部に決して漏らさないことを伝えます。
 - ・事務を委任された市町村障害者虐待防止センターの役職員についても、正当な理由なしに委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはいけません。

(注) 個人情報の第三者への提供を本人の同意なしに行うことを制限する例外

 - ・「本人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」の例外規定に該当する場合も考えられます。

3. コアメンバーによる対応方針・緊急性の判断

(1) 初動対応の決定

- ・虐待に関する相談・通報・届出を受けたときには、直ちに虐待の疑いがあるかどうか及び緊急対応が必要な場合であるかどうかを判断します。この判断は、コアメンバー（P20「個別ケース会議の開催」参照）によって組織的に行うことが重要です。
- ・なお、コアメンバーについては、緊急の事態に速やかに対応ができるよう、事前に責任者やメンバー、各々の具体的な役割を明確化しておくことが必要です。

(2) 初動対応のための緊急性の判断

受付記録の作成後（場合によっては形式的な受付記録の作成に先立ち）、直ちに相談等の受付者が担当部局の管理職（又はそれに準ずる者）等に相談し、判断を行います。

※相談受理者が委託を受けた市町村障害者虐待防止センター職員である場合には、市町村障害者虐待防止センターにおいて通報内容の詳細を確認するとともに、市町村の担当部局に速やかに連絡することが必要です。

(3) コアメンバー会議において検討すべき事項

① 当該事案が虐待に当たるか否かの判断

- ・虐待の事実があったかどうかの判断は、客観的な事実に基づいて判断するため、障がいのある人本人に自覚があるかどうか、また、養護者が一生懸命面倒をみているかどうかは問いません。
- ・なお、「虐待があったかどうか明確に判断できない」場合は、過去の通報や支援内容など必要な情報を収集し、虐待の事実確認をするための調査を実施します。

② 緊急性の判断

- ・虐待の事実があると判断した場合は、虐待の状況や障がいのある人の生命や身体への危険性などから医学的措置や緊急措置の必要性を判断します。

<緊急性があると判断した場合>

- ・早急に介入が必要であるため、可能な手段から適切なものを選択して介入します。

(例)

身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法による施設への入所措置等、立入調査など

<緊急性がないと判断した場合>

- ・緊急性がないと判断できる場合や情報が不足する場合は、その後の調査方針と担当者を決め、情報収集を行います。

③ 初動期の対応の方針・内容

- ・障がいのある人や養護者・家族等の状況確認の方法、関係機関への連絡や情報提供依頼、措置の適応、成年後見申し立て等を含みます。

<留意点>

○記録

- ・決定した内容を会議録に記録し、速やかに責任者の確認を受け保存します。

○時間外の対応

- ・障がい者虐待に関する通報等は平日の日中のみに寄せられるとは限らないため、休日・夜間でも迅速かつ適切に対応できる体制（時間外窓口、職員連絡網、夜間対応マニュアル等）を整備します。

○通報者への報告

- ・通報者が、障がいのある人や養護者・家族等に継続して関わる可能性がある場合には、関わり方などについての要望やアドバイスを伝えます。

- ・通報者に協力を求める場合であっても、通報者には守秘義務がないので、通報者への報告は、慎重にする必要があります。

○今後の担当者の決定

- ・原則複数体制とします。身体的虐待や介護・世話の放棄・放任が疑われる場合には、医療職（医師、看護師、保健師等の資格を有する職員）を加えることが有効です。

○関係機関の確認等

- ・関係する機関ごとの役割分担や今後の方針を検討します。

■「緊急性が高いと判断できる状況」

- 生命が危ぶまれるような状況が確認される、もしくは予測される
- ・骨折、頭蓋内出血、重症のやけどなどの深刻な身体的外傷
 - ・極端な栄養不良、脱水症状
 - ・「うめき声が聞こえる」などの深刻な状況が予測される情報
 - ・器物（刃物、食器など）を使った暴力の実施もしくは脅しがあり、エスカレートすると生命の危険性が予測される
- 障がいのある人本人が保護を求めている
- ・障がいのある人本人が明確に保護を求めている

4. 事実確認と訪問調査

(1) 事実確認の実施

市町村は、障がいのある人に関する相談・通報・届出がなされた場合、速やかにその内容に関する事実確認を行う必要があります。

事実確認に当たっては、虐待を受けている障がい者の安全の確認や、現在得られている虐待に関する情報のみでなく、障がい者や養護者等の家族状況を全体的に把握することで将来起こりうる状況も予見しやすくなり、支援方針にも大きく関わります。

訪問などによる事実確認の他、市町村内の他部局、相談支援専門員や障害福祉サービス事業所、民生委員など当該障がいのある人と関わりのある機関等から情報収集し、障がい者の状況をできるだけ客観的に確認するようにします。

■事実確認で把握・確認すべき事項

- ① 虐待の状況（虐待の種類や程度／虐待の具体的な状況／虐待の経過）
- ② 障がいのある人の状況（安全確認／身体状況／精神状態／生活環境）
- ③ 障がいのある人と家族の状況（人間関係／養護者や同居人に関する情報）
- ④ 障害福祉サービス等の利用状況

※障がいのある人が重傷を負った場合や障がいのある人又はその親族が、虐待行為を行った養護者等を刑事事件として取り扱うことを望んでいる場合などについては、警察との情報交換が必要と考えられます。

(2) 関係機関からの情報収集

通報等がなされた障がい者や養護者・家族の状況を確認するため、庁内他部局をはじめ民生委員児童委員や医療機関、障害福祉サービスを利用している場合には相談支援専門員やサービス事業所などから、他面的な情報を収集します。その際は、個人情報やプライバシーの保護には十分な配慮が必要です。

■関係機関から収集する情報の種類等の例

- ・家族全員の住民票（同居家族構成の把握）
- ・戸籍謄本（家族の法的関係や転居歴等）
- ・生活保護の有無（受給していれば、福祉事務所を通じて詳しい生活歴を把握。また、援助の際に福祉事務所との連携を図る。）
- ・障害福祉サービスを利用している場合は、担当相談支援専門員や利用している障害福祉サービス事業所からの情報
- ・医療機関からの情報
- ・警察からの情報
- ・民生委員児童委員からの情報

<留意事項>

- ・個人情報保護法第23条の第三者提供の制限の例外規定に該当すると解釈できる旨の説明や、相談支援事業等との包括的な同意のもとに個人情報の提供が可能な場合にはその旨を説明します。ただし、相手側機関にも守秘義務規定があるので、それを保障することが必要です。
- ・情報収集とともに協力を依頼する場合など、通報内容に関する情報提供が必要なこともあります。その情報の取り扱いについては慎重にするよう注意を喚起します。

(3) 訪問調査

- ・事案によっては、直ちに安全の確認や緊急措置入院が必要な場合もあると考えられるので、できる限り速やかに行うことが必要です。
- ・訪問調査は、原則として自宅を訪問します。
- ・事案によっては、健康相談など別の理由による訪問とすることを検討するなど、虐待者に虐待を疑っていることが分からないよう対応することとしますが、虐待通報を受けての訪問であることを明示する方が良い場合もあります。

<留意事項>

① 信頼関係の構築

信頼関係の構築を図ることは、その後の支援にも大きく関わってくる重要な要素です。訪問調査は、虐待を受けている障がい者とともに養護者等を支援するために行うものであることを十分説明し、理解を得る努力をすることが必要です。

② 複数の職員による訪問

客観性を高めるため、原則として2人以上の職員で訪問するようにします。障がい者と養護者は、別々に対応します。

③ 医療職の立ち会い

障がい者本人への医療の必要性が疑われる場合には、訪問したときに的確に判断でき迅速な対応がとれるよう、医療職（医師、看護師、保健師等の資格を有する職員）を加えることが有効です。

④ 障がい者や養護者の権利、プライバシーへの配慮

調査にあたっては、障がい者や養護者の権利やプライバシーを侵すことがないよう十分な配慮が必要です。

⑤ 調査の継続性の確保

調査を実施して障がい者の安全や事実確認を行った後も、障がい者や養護者を取り巻く環境は、常に変化しているため、健康相談の訪問など理由をつけて、担当者は、定期的に訪問して状況を確認し、継続的にアセスメントを実施します。

⑥ 解決すべきことは何かを障がい者や養護者の状況から判断する

- ・緊急分離か見守りか
- ・一時分離かサービス提供、家族支援か
- ・病院か施設か
- ・自分の価値観で判断せず、組織的に判断しましょう。

（４）介入拒否がある場合の対応

養護者等にとって抵抗感の少ない方法を優先的に検討し、それらの方法では困難な場合に立入調査を検討する流れとなります。障がいのある人の生命や身体に関する危険性が認められる場合には、養護者等の拒否的な態度に関わらず立入調査を含めて積極的な介入が必要です。

○関わりのある機関からのアプローチ

当該障がい者が障害福祉サービス等を利用している場合には、相談支援専門員や障害福祉サービス事業所職員などから養護者に対して介護負担を軽減するためにショートステイ等の障害福祉サービスが利用できるなどの情報を伝え、養護者の介護負担に対する理解を示すことで、事実確認調査や援助に対する抵抗感を減らすことができると考えられます。

○医療機関への一時的入院

障がい者に外傷や疾病があったり体力の低下などが疑われる場合には、医師や医療機関に協力を仰いで検査入院等の措置を取り、その後の対応を検討することが必要なときもあります。また、障がい者と養護者を一時的に分離させることにより、養護者等への支援が効果的に行える場合もあります。

○親族、知人、地域の関係者からのアプローチ

養護者と面識のある親族や知人、地域関係者などがいる場合には、それらの人に養護者の相談にのってもらいながら、障害者や養護者等の状況確認や市町村障害者虐待防止センター等へのつなぎに協力していただくなどの方法も考えられます。

5. 個別ケース会議の開催

訪問調査等による事実確認によって障がいのある人本人や養護者の状況を確認した後、市町村障害者虐待対応協力者と対応について協議することが規定されています。

具体的には、個別ケース会議において事案に対する協議を行い、援助方針や支援者の役割について決定します。なお、援助方針を検討する際には、虐待の状況に応じて多面的に状況分析を行い、多方面からの支援がなされるよう検討することが必要です。

また、障がいのある人本人がどのような支援や生活を望んでいるのか、本人の意思を確認し尊重することも重要です。

※市町村長が、やむを得ない事由による措置を行った場合は、必ず個別ケース会議を開催し、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス利用や成年後見制度の活用等速やかな支援を行えるよう努めます。

(1) 個別ケース会議の開催

個別ケース会議は、個別の虐待事案に対する援助方針、援助内容、各機関の役割、主担当者、連絡体制等について協議を行う場であり、障がい者虐待への対応の中で中核をなすものです。

市町村はまず、市町村障害者虐待対応協力者を、個別ケース会議への関わりに応じて、コアメンバー、事案対応メンバー及び専門家チームに分類しておく必要があります。

個々の個別ケース会議の参加メンバーは、コアメンバー、事案対応メンバー、専門家チームのうちから、事案に応じて構成されます。また、会議の開催については、通報等を受理して必要な情報等の確認を行った後、速やかに開催することが必要ですが、状況に応じて電話等を利用するなど柔軟な会議の持ち方も必要となることも考えられます。

■個別ケース会議メンバー構成（例）

コアメンバー	<ul style="list-style-type: none">障がい者虐待防止事務を担当する市町村職員及び担当部局管理職事務を委託した場合は、委託先の担当職員を含む。事案対応にあたって緊急の判断が求められることがあるため、市町村担当部局管理職は必須
事案対応メンバー	<ul style="list-style-type: none">虐待の事案に応じて、必要な支援が提供できる各機関等の実務担当者を召集する。メンバーは事案によって代わるが、行政、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、医療機関、労働関係機関等
専門家チーム	<ul style="list-style-type: none">虐待の事案に応じて、警察、消防、弁護士、医療機関、家庭裁判所等

○宮崎県障がい者虐待対応専門職チーム派遣事業

宮崎県では、市町村のみでは対応困難で、より専門的（法的・福祉的）な判断が必要とされる場合に、市町村の要請に応じて専門職チームを派遣しています。専門職チーム

は、必ず弁護士と社会福祉士の2名体制で派遣されます。受付窓口は、宮崎県障がい者権利擁護センターになります。

■個別ケース会議の実施に当たっての業務

○事案対応メンバー、専門職チームへの参加要請	}	参加メンバーによる協議
○事案のアセスメント		
○援助方針の協議		
○支援内容の協議		
○関係機関の役割の明確化		
○主担当者の決定		
○連絡体制の確認		
○会議録、支援計画の作成		
○会議録、支援計画の確認		

(2) 事案アセスメントの実施

- ・虐待事案の支援にあたっては、虐待対応における支援課題を明確にします。また虐待対応支援計画の支援対策の対象は、障がい者とともに、養護者やその他家族も含まれます。
- ・それぞれの支援対象が持っている支援課題は、多岐にわたります。
例えば次のようなものが想定されます。

<障がい者の支援課題>

- ①緊急性への対応、②身体・健康上の問題、③心理的問題、④生命・介護上の問題、⑤経済的被害、⑥性的虐待、⑦判断能力、⑧障がいのある人の意思・意向、⑨被虐待者を取り巻く家族の全体状況、⑩地域との関係、⑪二次被害などに対する安全の確保・生活に必要な支援提供

<養護者の支援課題>

- ①緊急性の対応、②介護負担、③介護知識・技術、④身体・健康上の問題、⑤心理的問題、⑥生活上の困難、⑦被虐待者への支援影響、⑧地域との関係

<養護者以外の家族・親族に関わる支援課題>

- ①支援・介護の問題、②身体・健康上の問題、③心理的問題、④生活上の困難、⑤障がいのある人への支援の影響、⑥暴力等の被害

※虐待という状況は、これら家族内の人たちの関与以外にも、地域住民、福祉・介護サービス事業者、保健・医療機関関係者、教育関係者等が関与していることもあります。こうした支援課題を明らかにするため適切なアセスメントが必要です。アセスメントとは、情報を収集し分析していく過程ですが、ここにおいては、虐待の有無の判断にとどまらず、虐待がなぜ起きているのかを考慮することが必要になります。こうした理解から支援課題や支援計画が導かれることとなります。

※虐待事案は、被虐待者側の要因、虐待者側の要因、その他の家族・親族側の要因、近隣住民等の要因、福祉・介護・保健・医療・教育・就労等関係者の側の要因、その他社会との関係など、さまざまな要因と、その関連性を考える必要があります。

※アセスメントでは、どのような要因が、それぞれにどのような関連性を形成し、それが虐待という状況を生起させているかを理解する必要があります。こうした判断は、担当者一人で行うのではなく、支援チームで行うことが重要であり、そうすることで総合的で妥当性の高いアセスメントを実施することが可能となります。

(3) 支援の必要度の判断

対応方法を検討する際には、障がいのある人の生命や身体に危険性があるかどうか見極めることが最も優先されます。虐待の程度を把握し、今後の進行を予測するなど、様々な視点からの検討が必要となりますので、個別ケース会議によるチームアセスメントを行い、支援の度合いの判断を行うことが必要です。

○支援の度合い

障がい者虐待は、大きくは以下の3段階に分けることができますが、事実確認時に大きな危険性が認められなくても、その後に問題が深刻化するケースも考えられることを踏まえ、早期にかつ適切に判断し対応することが望まれます。

- ① 見守り（観察）・予防的支援
- ② 相談、調整、社会資源活用支援
- ③ 保護・分離支援

6. 立入調査

障がい者虐待により障がいのある人の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるときは、市町村長は、担当部局の職員に虐待を受けている障がいのある人の住所や居所に立ち入り、必要な調査や質問をすることができるとされています。

市町村長は、立入調査の際には、障がいのある人の生命又は身体の安全確保に万全を期する観点から、必要に応じて適切に、障がいのある人の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めなければならないとされています。

※立入調査は第33条に規定する市町村障害者虐待防止センターへの委託事項には含まれませんので、立入調査は、市町村職員が行うことに留意する必要があります。

※正当な理由なく立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは障がいのある人に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、30万円以下の罰金に処されることとされています。

■立入調査が必要と判断される状況の例

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○障がいのある人の姿が長期にわたって確認できず、また養護者が訪問に応じないなど、接近する手がかりを得ることが困難と判断されたとき。○障がいのある人が居所内において物理的、強制的に拘束されていると判断されるような事態があるとき。 |
|--|

- 何らかの団体や組織、あるいは個人が、障がいのある人の福祉に反するような状況下で障がいのある人を生活させたり、管理していると判断されるとき。
- 過去に虐待歴や援助の経過があるなど、虐待の蓋然性が高いにもかかわらず、養護者が訪問者に障がいのある人を会わせないなど非協力的な態度に終始しているとき。
- 障がいのある人の不自然な姿、けが、栄養不足、うめき声、泣き声などが目撃されたり、確認されているにもかかわらず、養護者が他者との関わりに拒否的で接触そのものがないとき。
- 入院や医療的な措置が必要な障がいのある人を養護者が無理やり連れ帰り、屋内にひきこもっているようなとき。
- 入院施設などから無理やり引き取られ、養護者による加害や障がいのある人の安全が懸念されるようなとき。
- 養護者の言動や精神状況が不安定で、一緒にいる障がいのある人の安否が懸念されるような事態にあるとき。
- 家族全体が閉鎖的、孤立的な生活状況にあり、障がいのある人の生活実態の把握が必要と判断されるようなとき。
- その他、虐待の蓋然性が高いと判断されたり、障がいのある人の権利や福祉上問題があると推定されるにもかかわらず、養護者が拒否的で実態の把握や障がいのある人の保護が困難であるとき。

■立入調査における関係機関との連携

- 立入調査の執行に当たる職員
 - ・予想される事態に備え、複数の職員を選任します。
 - ・市町村担当部署の職員が行い、委託された市町村障害者虐待防止センターの職員のみ実施できません。
 - ・担当職員を基本に、入院等の必要性を的確に判断することのできる医療職の同行も有効です。
- 警察との連携
 - ・同法では、警察署長への要請等についての規定が設けられており、障がいのある人の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、援助を求めなければならないとされています。
 - ・養護者から物理的な抵抗を受けるおそれがあるなど市町村職員だけでは職務執行をすることが困難で、警察の援助が必要である場合には、所轄の警察署長あてに「障害者虐待事案に係る援助依頼書」を出し、状況の説明や立入調査に関する事前協議を行うようにします。
- その他の関係機関との連携
 - ・養護者に精神的な疾患が疑われる場合は、保健所や保健センター、精神保健福祉センターと連携し、精神保健福祉相談員の同行が考えられます。
 - ・事前情報によっては、入院を要する事態を想定し、精神保健指定医による診察や入院先の確保などの手配をあらかじめ行っておく必要があります。
 - ・養護者や家族との関わりのある親族等に、同行や立会いを求めることも有効な場合があります。

■立入調査の実施方法や留意事項

- 身分証明書の携帯と提示
 - 立入調査を行う職員は、身分証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示します。

○立入調査の執行

養護者等には、事前に知らせないようにします。

○立入調査のタイミング

個々の事案の入念な検討、関係者の協議に基づく判断が必要になります。例えば、障がいのある人と養護者が共に在宅しているときと、養護者が外出しているときのいずれが良いかなどについて、慎重に検討を要します。

○養護者の立入拒否の場合

例えば、養護者がドアを開けないなどの拒否的な場合には、住居への立ち入りを許されている親族等の協力を得て玄関を開けてもらうことを検討します。家主や管理人は、住居に立ち入る権限がないため、これらの者から合鍵を借りて住居に立ち入ることは、許されません。

○立入調査時の対応と留意点

養護者、家族等に対して、立入調査は、法律に基づいた行政行為であることを説明し、冷静な対応を心がけます。その上で、立入調査の目的や確認したい事項、立入調査権を発動した理由などについて誠意を持って説明します。また、障がいのある人に対しても訪問した理由を説明し、安心感を与えることが必要です。

○保護の判断と実行

・障がいのある人の身体的な外傷等の観察

障がいのある人の身体的な外傷の有無や程度、健康状態、養護者等に対する態度、脅えの有無などを観察するとともに、できれば同行の医療職による診断的チェックを受けることが望ましいと考えられます。また、障がいのある人から話を聞ける場合には、養護者から離れた場所で聴取します。

・居室内の写真による記録

障がいのある人の居室内の様子に注意を払い、不衛生・乱雑であるなどの特徴的な様相があれば、障がいのある人本人の同意を得た上で写真等の活用を含めて記録しておきます。

・緊急入院又は各法による措置

障がいのある人の心身の状態、養護者の態度、室内の様子等総合的に判断して、障がいのある人の生命や身体に関わる危険が大きいときには、緊急入院や身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法による措置を通じて、緊急に障がいのある人と養護者を分離しなければならないことを伝え、多少摩擦があったとしても実行に踏み切ることが必要です。

○緊急の障がいのある人と養護者の分離が必要でないと判断されたとき

緊急に障がいのある人と養護者とを分離することの必要性が認められないときは、関係者の不安が調査で解消されてよかったということを率直に伝え、養護者の心情に配慮したフォローを十分に行うことが必要です。

なお、緊急の対応が不要になったとしても、障がいのある人及び養護者が支援を要すると判断される場合には、継続的に関わりを持つことが必要となります。各機関におけるサービスの説明や、何かあればいつでも相談に乗ることを伝え、支援につなげやすくします。

○調査記録の作成と関係書類の整備

立入調査後は、調査記録を作成します。

関係書類については、障がいのある人の外傷の状況記録や、医師の診断書、調査に同行した関係者による記録などの入手、保存に努め、調査記録と共に整備しておきます。

7. 積極的な介入の必要性が高い場合の対応

個別ケース会議において、生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくとなれば重大な結果を招くことが予測されると判断された場合には、迅速かつ的確な対応が必要となります。

こうした場合、虐待を受けている障がいのある人の生命の安全を確保することが最重要ですので、速やかに市町村担当部局や関係機関に連絡するとともに、医療機関や消防、必要が認められるときには警察への通報も行います。

(1) 障がいのある人の保護（養護者との分離）

障がいのある人の生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくとなれば重大な結果を招くおそれが予測される場合や、他の方法では虐待の軽減が期待できない場合などには、障がいのある人を保護するため、養護者等から分離する手段を検討する必要があります。

また、これによって、障がいのある人の安全を危惧することなく養護者に対する調査や指導・助言を行うことができたり、一時的に介護負担等から解放されることで養護者も落ち着くことができるなど、援助を開始する動機づけにつながる場合もあります。

<迅速な対応>

事案によっては、可能な限り速やかに分離することが必要な場合もあり、そのような場合には、直ちに対応することが必要です。また、休日や夜間に関わりなくできる限り速やかに、対応することを原則とする必要があります。

<保護・分離の要否判断>

障がいのある人の保護・分離の必要性については、相談、通報等への対応や事実確認調査の一連の流れの中で判断する必要があります。また、その判断は、担当者個人ではなく、市町村としての決定であることが重要です。そのため、個別ケース会議等を通じ、関連機関・関係者との連携を含め、できる限り客観的で慎重な判断が求められます。

<保護・分離の手段>

虐待を受けた障がいのある人を保護・分離する手段としては、契約による障害福祉サービスの利用（短期入所、施設入所等）、やむを得ない事由等による措置（施設入所、短期入所等）、医療機関への一時入院、市町村独自事業による一時保護などの方法が考えられます。

障がいのある人の心身の状況や地域社会資源の実情に応じて、保護・分離の手段を検討することが必要となります。

(2) やむを得ない事由による措置

① やむを得ない事由による措置を行う場合

・保護や分離の一手法として、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づく市町村長による「やむを得ない事由による措置」があります。

・障害者虐待防止法では、通報等の内容や事実確認によって障がいのある人の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合には、障がいのある人に対する養護者による障がい者虐待の防止及び当該障がいのある人の保護が図られるよう、適切に身体障害者福祉法第18条第1項及び第2項（障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等措置）、知的障害者福祉法第15条の4又は第16条第1項第2号（障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等措置）の措置を講ずることが規定されています。また、当該障がいのある人が、身体障がい者及び知的障がい者以外の障がいのある人である場合は、身体障がい者又は知的障がい者とみなして、上記の規定を適用することも定められています。

② 虐待を受けた障がいのある人の措置のために必要な居室の確保

障害者虐待防止法では、市町村は、養護者による虐待を受けた障がいのある人について、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法の規定による措置を行うために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとされています。

<居室の確保するための措置>

障害者虐待防止対策支援事業（国庫補助事業）の一時保護のための居室の確保等の活用が考えられます。

③ 面会の制限

身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に規定する「やむを得ない事由による措置」が採られた場合、市町村長や障害者支援施設等の長は、虐待の防止や障がいのある人の保護の観点から、養護者と障がいのある人の面会を制限することができるかとされています。

<面会要望に対する基本的な対応>

虐待を行っていた養護者からの面会申し出があった場合は、本人の意思を確認、客観的に面会できる状態にあるかどうかを見極め、個別ケース会議で面会の可否に関する判断を行います。面会可能となった場合は、施設職員や市町村職員が同席するようにします。

<施設側の対応について>

障害者虐待防止法では、障害者支援施設等の長も面会を制限することができますが、その際には、市町村と協議を行うことが望ましいと考えられます。「やむを得ない事由による措置」を採った市町村は、事前に養護者からの面会があった場合の対応について指示しておく必要があります。また、措置継続中は、市町村と障害者支援施設とは、定期的に協議を行い、面会の希望時の対応を確認しておく必要があります。

<契約入所や入院の場合>

虐待を受けた障がいのある人が契約による施設入所や入院した場合については、面会の制限に関する規定は設けられていませんが、養護者と面会することによって障がいのある人の生命や身体の安全や権利が脅かされると判断される場合には、養護者に対して面会できる状況にないことを伝え、説得する必要があります。

<施設入所者に対する養護者の虐待について>

既に障害者支援施設等に入所している障がいのある人に対して、養護者が面会の際に、「年金等の財産の使い込み」や「通帳引き渡しの強要」、「自宅への引き取りの強要」、「暴言等の虐待」を繰り返すような場合には、養護者虐待による虐待を防ぐための支援を講じることが必要です。

→日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用につなげるなどの対応を図る必要があります。

④ 措置後の支援

措置入所は、障がいのある人と養護者の生活を支援する過程における手段の一つと捉え、障がいのある人が安心して生活を送ることができるようになることを最終的な目標とすることが重要です。

保護された障がいのある人が特に介護の必要がなく自立している場合などには、障害者施設の環境になじめないことも予想され、その後の居所をどのように確保するかが新たな課題となります。可能な限り障がいのある人本人の意志を尊重するとともに、経済状況や親族等の協力度合いを把握しながら、障がいのある人が安心して生活を送れる居所を確保するための支援が重要となります。

養護者に対しても、保護した障がいのある人と同様に精神的な面での支援が必要です。

⑤ 措置の解消

身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法の規定によって措置する施設に一時入所した障がい者の措置が解消する例としては、次の例が考えられます。

<自立した生活に移行する場合>

保護によって障がいのある人が落ち着き、今後、養護者の元に戻るより独立した生活を営んだ方が良いと判断される場合です。

<家庭へ戻る場合>

関係機関からの支援によって養護者や家族の状況が改善し、障がいのある人が家庭で生活する事が可能と判断される場合です。ただし、家庭に戻ってからの一定期間は、

関係機関等による障がいのある人や養護者等への手厚いフォローが必要と考えられます。

<障害福祉サービス申請等による契約入所の場合>

保護によって障がいのある人が落ち着き、自ら障害福祉サービスの利用に関する契約が可能となった場合や、成年後見制度等に基づき、本人の代理となる後見人等によって障害福祉サービスの利用に関する契約が可能となった場合が考えられます。

8. 養護者（家族等）への支援

障害者虐待防止法では、養護者の負担軽減のため、養護者に対する相談、指導助言その他必要な措置を講ずることが規定されています。

虐待が起こる原因として、障がい者に重度の障がいがあったり、養護者に障がいに関する介護の知識がないために介護疲れによって虐待が起きる場合や、家族間の人間関係の強弱、養護者自身が支援を要する障がいの状態にあるなど、障がい者虐待は様々な要因が絡み合っ

て生じていると考えられます。虐待事案に対応する際には、虐待を行っている養護者（家族等）も何らかの支援が必要な状態にあると考えて、次の視点に立って対応し、支援していくことが必要です。

■養護者（家族等）への支援の視点

- 養護者との間に信頼関係を確立します。
- 家族関係の回復・生活の安定を図ります。
- 養護者の介護負担・介護ストレスの軽減を図り、ねぎらいます。
（短期入所や通所サービスなど、養護者が障がいのある人と距離をとることができ、休息する時間が持てるサービスを積極的に利用するよう勧めます。）
- 養護者への専門的な支援を行います。

9. モニタリングと虐待対応の終結

(1) モニタリング

緊急的又は集中的な対応が一段落着いた場合であっても、その後に再度状況が悪化するおそれもあります。このため、個別ケース会議の決定に基づき、状況に応じてモニタリングを行います。

○モニタリングの事項

- ① 市町村の担当職員や相談支援専門員等の定期的な訪問の継続
- ② 支援・サービスなどの実施状況の確認
- ③ 障がい者や養護者の状況把握・再評価
- ④ 支援課題の達成状況の評価、支援課題の変化の確認
- ⑤ 関係機関との連携による対応・定期的な情報交換

⑥ 再アセスメント・支援方針の修正

(2) 虐待対応の終結

虐待対応の終結とは、虐待行為が解消されたことにより障害者虐待防止法による対応を行わなくなることです。このときの判断基準としては、虐待行為そのものの解消だけでなく、虐待の発生要因が除去されることにより虐待行為が発生しないと判断されることが必要です。

虐待対応が終結したと思われた時点で状況を整理して会議に諮り、組織的に虐待対応の終結を決定します。その後の生活の支援については、通常業務として市町村や相談支援事業所に引き継ぐとともに、虐待の再発があったときなどに速やかに把握できるよう、必要な関係機関に情報を提供します。

6. 成年後見制度等の活用

虐待を受けている障がいのある人の権利を擁護する方法として、成年後見制度の活用も含めた検討を行う必要があります。

障害者虐待防止法でも、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2又は知的障害者福祉法第28条の規定により、適切に市町村長による成年後見制度の利用開始の審査請求を行うことが定められています。

市町村等は、成年後見制度や成年後見制度利用支援事業の周知を行い、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、積極的に成年後見制度につなげる必要があります。

(参考：成年後見制度)

- ・認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人など判断能力の不十分な方々は、財産管理、福祉サービス等についての契約や遺産分割などの法律行為を行うことが困難であったり、悪徳商法などの被害にあうおそれがあります。このような判断能力の不十分な方を保護し支援するのが、成年後見制度です。

(参考：日常生活自立支援事業)

- ・「福祉サービスを利用したいけれど、手続きの仕方がわからない」、「銀行に行ってお金をおろしたいけれど、自信がなくて誰かに相談したい。」、「訪問販売の人が来たとき、どう対応していいかわからない」など、毎日の暮らしの中には、いろいろな不安や疑問、判断に迷ってしまうことがたくさんあります。
- ・日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）は、このような場合に、福祉サービスの利用手続きや、金銭管理のお手伝いをして、安心して暮らせるようにサポートします。

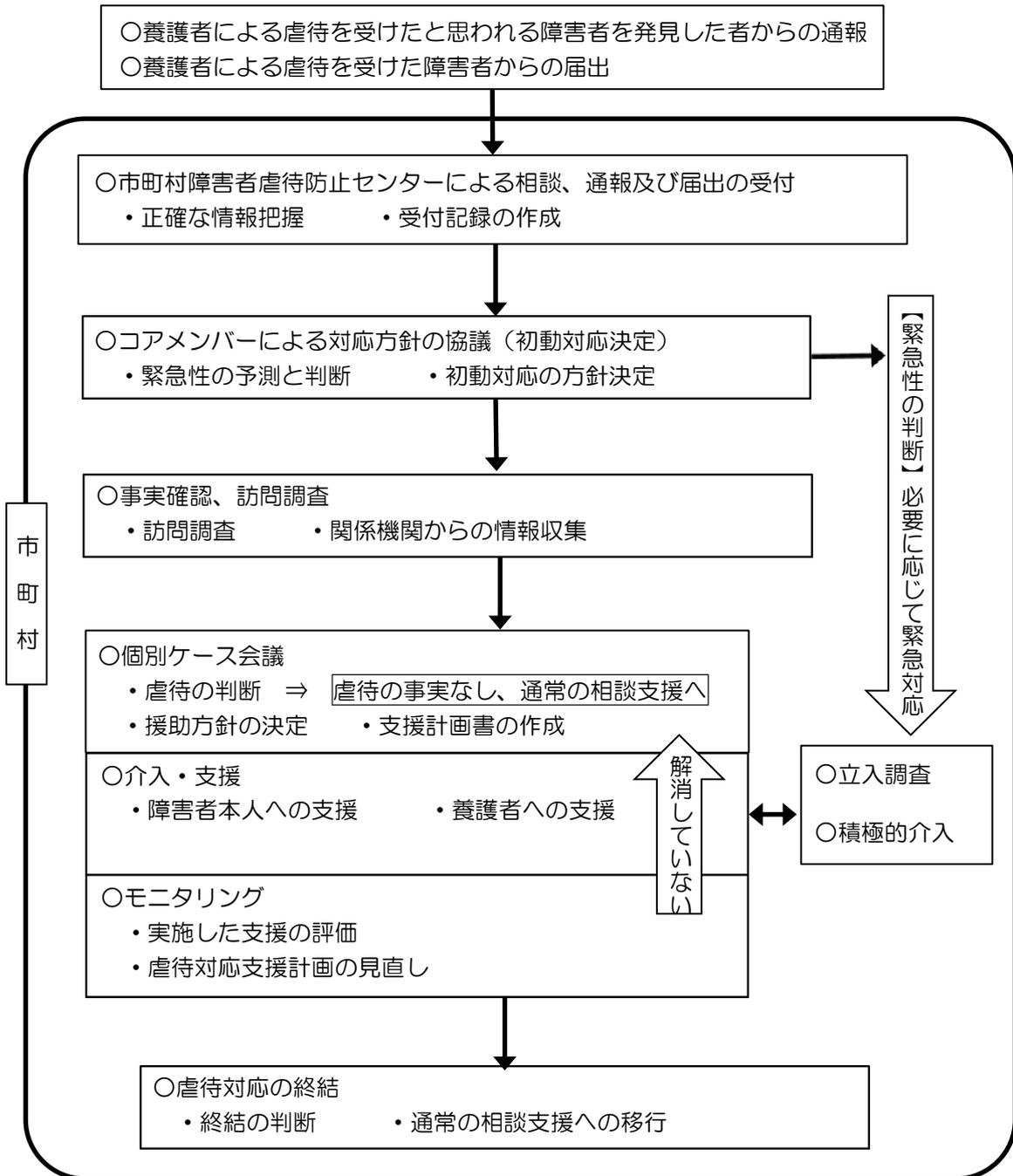
(参考：財産上の不当取引による被害の防止)

- 障害者虐待防止法では、市町村は、養護者や障がいのある人の親族、障害者福祉施設従事者等以外の第三者によって引き起こされた財産上の不当取引による被害について、相談に応じ、又は消費生活業務担当部署や関連機関を紹介することが、規定されています。

■相談窓口

消費生活センター、国民生活センター、日本司法支援センター、成年後見センター・リーガルサポート、弁護士会

◇養護者による障がい者虐待への対応



Ⅳ 障害者福祉施設従事者等による 障がい者虐待への対応

1. 定義・概略

障害者虐待防止法では、障害福祉サービス事業、相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホーム等に従事する者による障害者虐待の防止についても規定されています。

障害者虐待防止法に規定されている「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者総合支援法に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者と定義されています。

2. 通報等への対応（市町村）

（1）通報等の対象

障害者福祉施設従事者等による虐待を受けた障がい者、あるいは虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者は、市町村への通報義務が規定されています。

（2）通報等を受けた際の留意点

通報等を受けた市町村職員は、迅速かつ正確な事実確認を行うことが必要です。通報者から、発見した状況等について詳細に説明を受け、障がい者虐待に該当するかどうか判断できる材料となるように情報を整理しておく必要があります。

通報等の内容が、サービス内容等の苦情等で、他の相談窓口（例えば市町村や当該事業所の苦情相談窓口等）での対応が適切と判断できるような場合には、適切な相談窓口へつなぎ、受付記録を作成して対応を終了します。

（3）施設等の所在と支給決定を行った市町村が異なる場合

障がいのある人が入所している障害者支援施設等の所在地と当該支給決定を行った市町村が異なる場合、どちらの市町村にも通報が行われる可能性があります。いずれの場合であっても、通報者への聞き取りなどの対応は、通報を受けた市町村が行います。その上で、支給決定を行った市町村が異なる場合は、速やかに支給決定を行った市町村に連絡を入れることとします。

その後の対応等については、障害者福祉施設等の指定や法人の許認可を行った自治体と協力して行うこととなるので、当該自治体にも速やかに連絡を入れる必要があります。

(4) 通報等受理後の対応

※基本的には、「養護者による障がい者虐待への対応」の場合と同様です。

(5) 個人情報の保護

※基本的には、「養護者による障がい者虐待への対応」の場合と同様です。

(6) 通報等による不利益取扱の禁止

- ① 刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこととされています。
- ② 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の通報等を行った従業員等は、通報をしたことを理由に、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこととされています。

※ただし、これらの規定が適用される「通報」については、虚偽であるもの及び過失によるものを除くこととされています。

○公益通報者保護法（公益通報者の保護を図る法律）

- ・「公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効」と、「公益通報に関する、事業者と行政の対応措置」の規定から構成されています。
- ・保護される公益通報者は、労働者、派遣労働者、さらに、請負契約に基づいて事業を行う労働者です。また、保護の内容として、公益通報したことを理由とする「解雇」「労働者派遣契約の解除」の無効や、その他の不利益な扱い(降格、減給など)の禁止があげられています。

※ただし、次の2つの要件を満たすことが必要です。

- ① 不正の目的で行われた通報でないこと。
- ② 通報内容が真実であると信じる相当の理由があること。

■公益通報者に対する保護規定

- ①解雇の無効
- ②その他不利益な取扱い（降格、減給、訓告、自宅待機命令、給与上の差別、退職の強要、専ら雑務に従事させること、退職金の減給・没収等）の禁止

(7) コアメンバーによる対応方針の協議

※基本的には、「養護者による障がい者虐待への対応」の場合と同様です。

3. 事実の確認・県への報告

(1) 市町村による事実確認

※基本的には、「養護者による障がい者虐待への対応」の場合と同様です。

事実確認等は、通報を受けた市町村が行うべきものですが、基本的には、障害者総合支援法に規定する市町村長による調査権限（障害者総合支援法第10条、第48条第1項、第3項、第4項、第49条第7項）に基づくものではなく、障害福祉サービス事業所等の任意の協力の下に行われるものであることを認識することが必要です。

※障害福祉サービス事業所等において、第三者性を担保したオンブズマン制度や虐待防止委員会などの組織が整備されている場合には、市町村による事実確認調査とあわせ、当該施設の運営改善に向けた取組が機能しやすくなると考えられます。

（2）市町村から県への報告

障害者虐待法では、障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待に関する通報等を受けた場合、市町村は、虐待に関する事項を県に報告します。

苦情処理窓口で対応すべき内容や過失による事故等、虐待事案以外の様々なものも含まれることから、県への報告は、虐待の事実が確認できた事案とします。

※市町村は、虐待の疑いがある事案で、悪質なケースであって県の迅速な権限発動が求められる場合や障害者福祉サービス事業所等の協力が得られない場合であって、県と共同して事実確認を行う必要があると判断される場合は、速やかに県に報告し、検討を行う必要があります。

（3）県による事実確認

市町村からの報告を受けた県は、市町村によって障がい者虐待の事実確認ができていないときは、報告に係る障害福祉サービス事業所等に対して、事実確認のための調査を実施します。調査の際には、当該通報等に係る障がいのある人についての支給決定を行った市町村に調査への同行を依頼したりするなど連携して対応します。

4. 社会福祉法及び障害者総合支援法の規定による権限の行使

障害者虐待防止法では、障がい者虐待の防止と虐待を受けた障がいのある人の保護を図るため、市町村又は県は、社会福祉法及び障害者総合支援法に規定された権限を適切に行使し、対応を図ることが明記されています。

○障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が強く疑われる場合

当該施設等から報告徴収を受けて事実を確認し、障害者虐待が認められる場合には、市町村又は県は、指導を行い、改善を図るようにします。指導に従わない場合には、社会福祉法や障害者総合支援法に基づく勧告・命令、指定の取消し処分などの権限を適切に行使することにより、障がいのある人の保護を図ります。

(改善指導例)

虐待防止改善計画の作成や第三者による虐待防止委員会の設置を求め、改善計画に沿った措置が講じられているかどうかを第三者委員会が定期的にチェックし、継続的に関与したり、当該事業所又は第三者委員会から定期的に報告を受け、必要に応じて当該事業所に対する指導や助言を行うなどの対応が考えられます。

5. 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の状況の公表

障害者虐待防止法では、知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表（年次報告）することとされています。

障害福祉サービス事業所等において、市町村又は市町村と県の共同等による事実確認の結果、実際に障がい者虐待が行われていたと認められた事案を対象とし、厚生労働省令で定める事項について集計した上で、公表します。

■県知事が公表する項目（案）

- ①虐待があった障害者福祉施設の種別
- ②虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種

6. 身体拘束に対する考え方

(1) 基本的な考え方

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待とされています。

障害者支援施設等の利用者が、興奮して他の利用者を叩く、噛みつくなどの行為があるときや自分自身の顔面を強く叩き続けるなどの行為があるときには、やむを得ず利用者の身体を拘束したり一時的に居室に施錠をしたりするなど行動抑制をすることがあります。

このような行動制限が日常化してしまうと、そのことが契機となって利用者に対する身体的虐待や心理的虐待に至ってしまう危険性があります。

やむを得ず身体拘束する場合は、その必要性を慎重に判断するとともに、その範囲を最小限にしなければなりません。

また、判断に当たっては、適切な手続きを踏むとともに、身体拘束の解消に向けての道筋を明確にして、職員全体で取り組む必要があります。

(2) 身体拘束とは

身体拘束の具体的な内容は、次のような行為が該当すると考えられます。

■身体拘束の具体例

- ①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。

- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

出典：「身体拘束ゼロへの手引き」（平成13年3月：厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議）

（3）緊急やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

指定障害者支援施設等の基準には、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはいならないとされています。さらに、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならいとされています。

緊急やむを得ない場合は、あらゆる支援の工夫のみでは十分に対応できないような、一時的に発生する突発事態に限定されます。

■「緊急やむを得ず身体拘束を行う」に該当する3要件（すべて満たすことが必要）

- ①切迫性：利用者本人若しくは他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- ②非代替性：身体拘束以外に代替する方法がないこと。
- ③一時性：身体拘束は一時的なものであること。
（一時性を判断する場合には、本人の状態等に応じて必要とされる、最も短い拘束時間を想定）

■緊急やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

- ①組織による決定と個別支援計画への記載
「緊急やむを得ない場合」の判断は、担当の職員個人又はチームで行うのではなく、個別支援会議などにおいて、組織として検討・決定する必要があります。この場合、管理者、サービス管理責任者、運営規定に基づいて選定されている虐待の防止に関する責任者など支援方針についての権限をもつ職員が出席していることが大切です。
- ②本人・家族への十分な説明
身体拘束の内容、目的、時間、期間など障がいのある人本人や家族に対して十分に説明し、了解を得ることが必要です。
- ③必要な事項の記録
身体拘束を行った場合は、身体拘束に関する記録の作成が義務づけられています。

7. 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待防止の取組

（1）管理職・職員の研修、資質向上

- ① 障害者福祉施設従事者等

- ・ケアの技術や虐待に関する研修によって、職員自らが意識を高め、実践につなげることが重要です。

- ・実際にケアにあたる職員のみでなく、管理職も含めた事業所全体での取組が重要です。管理職が中心となってサービス向上に向けた取組が期待されます。

② 障害福祉サービス事業所等

- ・定期的にケア技術向上や障がい者虐待に関する研修を実施するとともに、各種研修会に職員を参加させる等により、職員の資質の向上に努めることが必要です。

(2) 個別支援の推進

数多くの障がい者が障害福祉サービスを利用しているため、個々の利用者への配慮よりも管理的な運営に傾きがちな状況があります。こうした運営は利用者にとっても職員にとってもストレスの原因となるものであり、特に入所型の事業において、身体拘束や心理的虐待と考えられる事態が発生する危険が潜んでいます。

利用している障がい者一人ひとりが、尊厳を保ちながら自分らしく生活できる環境をつくることが障害者福祉施設従事者等には求められています。

そのために、それぞれの事業所では個々の利用者への総合的な支援の方針や生活全般の質を向上させるための課題などを記載した個別支援計画を作成します。個別支援計画に基づいて事業所職員はサービスを提供し、サービス管理責任者は計画の実施状況を把握して、必要に応じて見直します。

(3) 開かれた施設運営の推進

障害者支援施設は、入所している障がい者の住まいであるため、ともすると外部からの目が届きにくい面があります。このような環境では、内部の習慣的な行動が外部から乖離していく危険性をはらんでいるとともに、虐待事案が発生した場合も発見されにくい土壌ともなり得ます。風通しが良く虐待が起こらない施設になるためには、地域に開かれた施設運営をしていくことが重要です。地域の住民やボランティア、実習生など多くの人が施設に関わることによって、職員の意識にも影響を及ぼすと考えられます。

また、サービス評価（自己評価、第三者評価など）の導入も積極的に検討することが大切です。

(4) 苦情処理体制

障害福祉サービス事業所等はサービスを利用している障がい者やその家族からの苦情を処理する体制を整備すること等により虐待の防止等の措置を講ずることが規定されています。

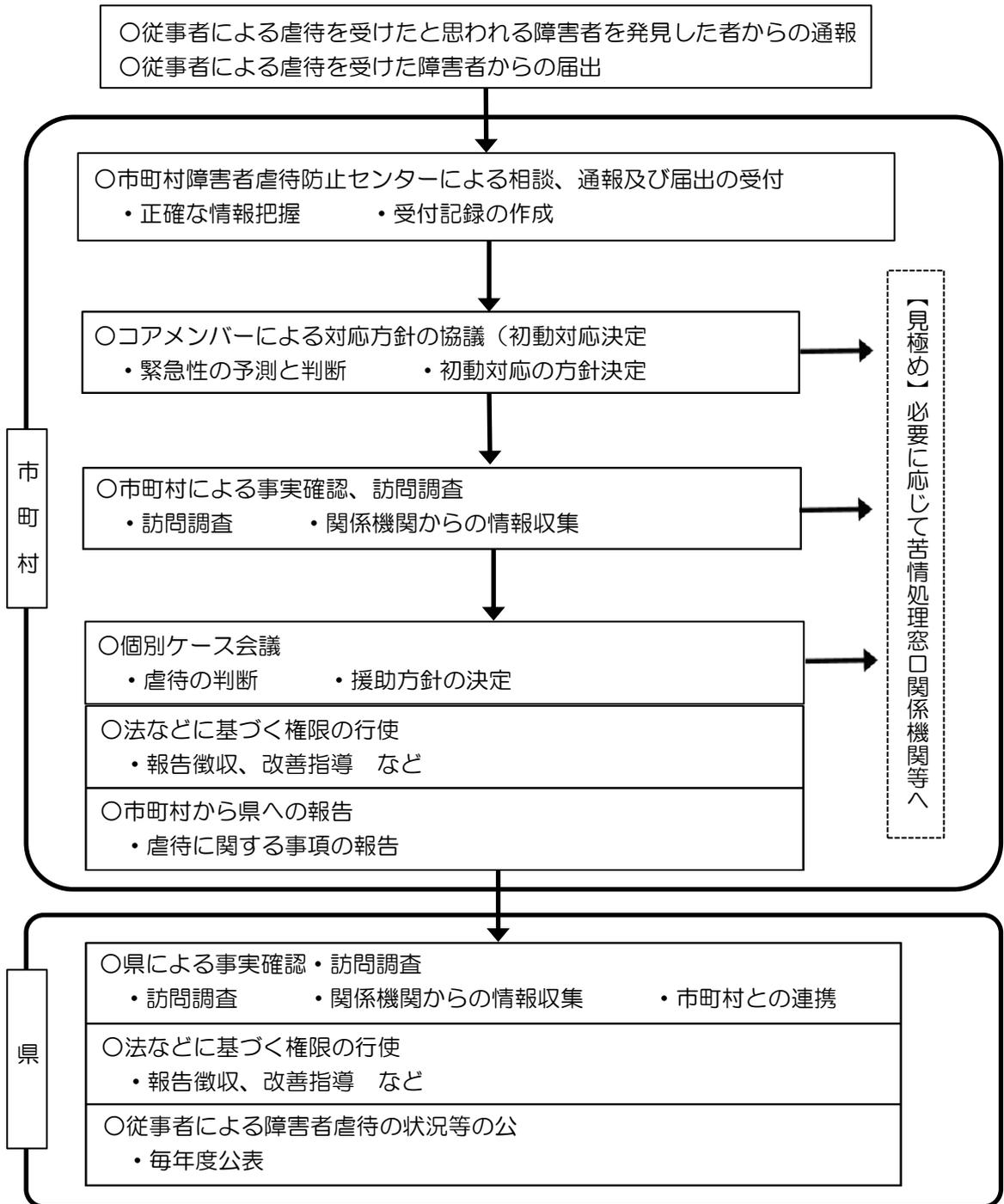
(参考)

○福祉サービスの第三者委員会の活用

- ・「社会福祉事業の経営者は、常にその提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。」と明記。（社会福祉法第82条）

- 「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組み」の指針経営者が自ら苦情解決に積極的に取り組む際の参考としての指針が示されています。
苦情解決体制を整備するために「苦情解決責任者」、「苦情受付担当者」を設置すること、及び事務所内の苦情解決の仕組みを第三者が加わったものとするために「第三者委員会」を設置することが示されています。

◇障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待への対応



V 使用者による障がい者虐待への対応

1. 定義・概略

障害者虐待防止法では、使用者による障がい者虐待の防止についても規定されています。

障害者虐待防止法に規定されている「使用者」とは、障がい者を雇用する事業主、事業の経営担当者及びその事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者と定義されています。（第2条第5項）この場合の事業主には、派遣労働者による役務の提供を受ける事業主など政令で定める事業主を含み、国及び地方公共団体は含まれません。

使用者による障がい者虐待とは、使用者が行う「身体的虐待」、「性的虐待」、「心理的虐待」、「放棄・放任」及び「経済的虐待」をいいます。使用者が直接に虐待をした場合だけでなく、他の労働者による「身体的虐待」、「性的虐待」、「心理的虐待」などを放置している場合も「放棄・放任」に当たります。なお、使用者による障がい者虐待については、年齢に関わらず（18歳未満や65歳以上でも）障害者虐待防止法が適用されます。

2. 通報等への対応（市町村又は県）

（1）通報等の対象

障害者虐待防止法では、使用者による障がい者虐待を受けたと思われる障がいのある人を発見した者に対し、市町村又は県への通報義務が規定されています。

また、使用者による虐待を受けた障がい者は、市町村又は県に届け出ることができることとされています

※就労継続支援A型事業所に関する相談・通報等であって、当該事業所と利用者が雇用契約を結んでいる場合は、障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待と使用者による障がい者虐待の両方に該当します。

（2）通報等の受理時の対応

使用者による障がい者虐待に関する通報等の内容は、労働条件に関する苦情であったり、また虚偽による通報や過失による事故であったりすることも考えられるため、次の点に気をつけて迅速かつ正確な事実確認を行うことが必要です。

- ① 通報者から、発見した状況等について詳細に説明を受けます。
- ② 使用者による障がい者虐待に該当するかどうか判断できる材料となるように情報を整理しておきます。
- ③ 当該通報等の内容が、明らかに使用者による障がい者虐待ではなく、以下に例示する労働相談であると認められる場合には、適切な相談窓口につなぎます。
（どこの相談窓口につなぐのかわからない場合は、労働局総務部企画室に相談）

■労働相談の例

- 労働基準監督署
 - ・障がいのある労働者与其他労働者の区別なく発生している、賃金不払いや長時間労働等の、労働基準関係法令上問題がある事案
- 公共職業安定所
 - ・離職票、失業手当、求職に関するもの等
- 労働局雇用均等室
 - ・育児・介護休業、女性問題等
- 労働局総務部企画室
 - ・労働条件引下げ、配置転換等

※このほか、受付時の対応については、基本的には「養護者による障がい者虐待への対応」の場合と同様です。

(3) 事業所の所在地と障がい者の居住地が異なる場合

通報等を受けた市町村（又は県）は、障がい者の居住地が当該市町村と異なる場合は、障がい者の居住地の市町村へ連絡する必要があります。

■事務所の所在と障がいのある人の居住地が異なる場合

- 事業所の所在地の市町村に通報があった場合で、障がい者の居住地が異なる場合
 - ・市町村が生活上の支援を行うことになるので、その後の対応等のため、通報等を受理した市町村は、速やかに障がいのある人の居住地の市町村に連絡をする必要があります。
 - 事業所の所在地又は居住地の都道府県に通報等があった場合
 - ・速やかに障がい者の居住地の市町村に連絡をする必要があります。
- ※障がい者の居住地に通報等があった場合で、事業所への調査等を行う上であって、事業所の所在地の市町村の協力が必要なときは、事業所の所在地の市町村に情報提供します。

(4) 個人情報の保護

※基本的には、「養護者による障がい者虐待への対応」の場合と同様です。

(5) 通報等による不利益取扱の禁止

※基本的には、「障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待への対応」の場合と同様です。

(6) コアメンバーによる対応方針の協議

※基本的には、「養護者による障がい者虐待への対応」の場合と同様です。

3. 市町村・県による事実確認等

※基本的には、「養護者による障がい者虐待への対応」の場合と同様です。

通報等を受けた市町村・県は、通報等内容の事実確認や障がいのある人の安全確認を行う必要がありますが、市町村・県には、事業所に対する指導権限がないため、基本的に事業所の任意の協力の下に行われる場合に限ります。

事業所の協力が得られず、障がい者の安全確保等の必要がある場合、緊急性があると判断される場合や悪質なケースで労働局の迅速な行政指導が求められる場合などは、労働局に速やかに報告する。また、労働局の調査に同行するなどの協力を検討します。

○個別ケース会議の開催

※基本的には、「養護者による障がい者虐待への対応」の場合と同様です。

調査の結果、使用者による障がい者虐待が疑われる場合には、個別ケース会議を開催して事例検討を行うとともに、虐待の事実についての確認を行います。

使用者による障がい者虐待の事実が確認できた場合には、障がい者本人への支援方針等を協議し、市町村の場合は都道府県を経由して、また都道府県の場合は直接、都道府県労働局に報告します。

4. 市町村から県への通知

市町村は、使用者による障がい者虐待に関する通報等を受けた場合、虐待に関する事項を県に通知することとされています。

障がい者虐待ではないと明確に判断される事案を除いて、通報等があった事案は市町村から県へ通知することになります。この場合、「労働相談票（使用者による障害者虐待）」を作成し、添付します。

また、悪質なケース等で、労働局等による迅速な行政指導が求められる場合には、速やかに市町村から県を経由して労働局に報告し、協力して対応することが必要です。

5. 県から労働局への報告

県は、市町村からの通知を受けた場合や、直接通報等を受けた場合は、厚生労働省令で定めるところにより、労働局総務部企画室に報告します。なお、使用者による虐待に該当するか疑義が生じた場合には、労働局総務部企画室に照会します。

県が直接通報等を受けた場合には、県から労働局総務部企画室への報告に当たり、「労働相談票（使用者による障害者虐待）」を作成し、添付します。

県は、通報等の内容から緊急性があると判断される場合には、速やかに労働局総務部企画室に報告するとともに、障がいのある人の居住地の市町村に情報提供し連携して対応します。

6. 労働局による対応

県から報告を受けた労働局総務部企画室は、報告内容から、公共職業安定所、労働基準監督署、雇用均等室、企画室などの対応部署を決め、事実確認及び対応を行います。

対応部署は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」、「労働基準法」、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」などの関係法令の規定による権限を適切に行使して、適正な労働条件及び雇用管理を確保します。

住み込みで働いている場合などは、使用者による障がい者虐待であっても、生活支援が必要な場合があると考えられます。対応部署は、市町村等の関係機関と連携し、迅速な対応を行う必要があります。

また、行政（公共職業安定所、労働基準監督署等）職員が障がい者虐待を発見した場合は、労働局総務部企画室へ速やかに情報提供を行います。

なお、対応部署による障がい者虐待対応が終結した場合には、その結果を労働局から県に情報提供します。情報提供を受けた県は、障がいのある人の居住地の市町村に情報提供します。

7. 使用者による障がい者虐待における障害者支援

使用者による障がい者虐待が発生した場合、労働条件や雇用管理の面からの事業者に対する指導は都道府県労働局が、障がい者に対する生活支援などについては市町村や都道府県が担当することとなります。障がい者の生活を全人的に回復させることが重要であり、両者が十分に連携することが必要です。

障害者虐待防止法においても、都道府県労働局長等が権限を行使する際には、当該報告に係る都道府県と連携を図ることとされており（第 26 条）、都道府県に対し適宜情報提供しながら対応します。

都道府県においては、早い時期に障がい者の居住する市町村や障害者就業・生活支援センターに情報提供等を行い、具体的な相談支援や福祉的な措置等について依頼します。

8. 使用者による障がい者虐待の状況の公表

厚生労働大臣は、毎年度、使用者による障がい者虐待の状況、使用者による障がい者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表（年次報告）することとされています

■厚生労働大臣が公表する項目

- | |
|--|
| ①虐待があった事業所の業種及び規模
②虐待を行った使用者と被虐待者との関係 |
|--|

9. 使用者による障がい者虐待の防止

(1) 事業主・労働者（上司・同僚）の研修

事業主は、労働者に対し研修を実施することとされており、事業所自らの研修実施や各種研修会への職員の参加等を行うことが必要です。

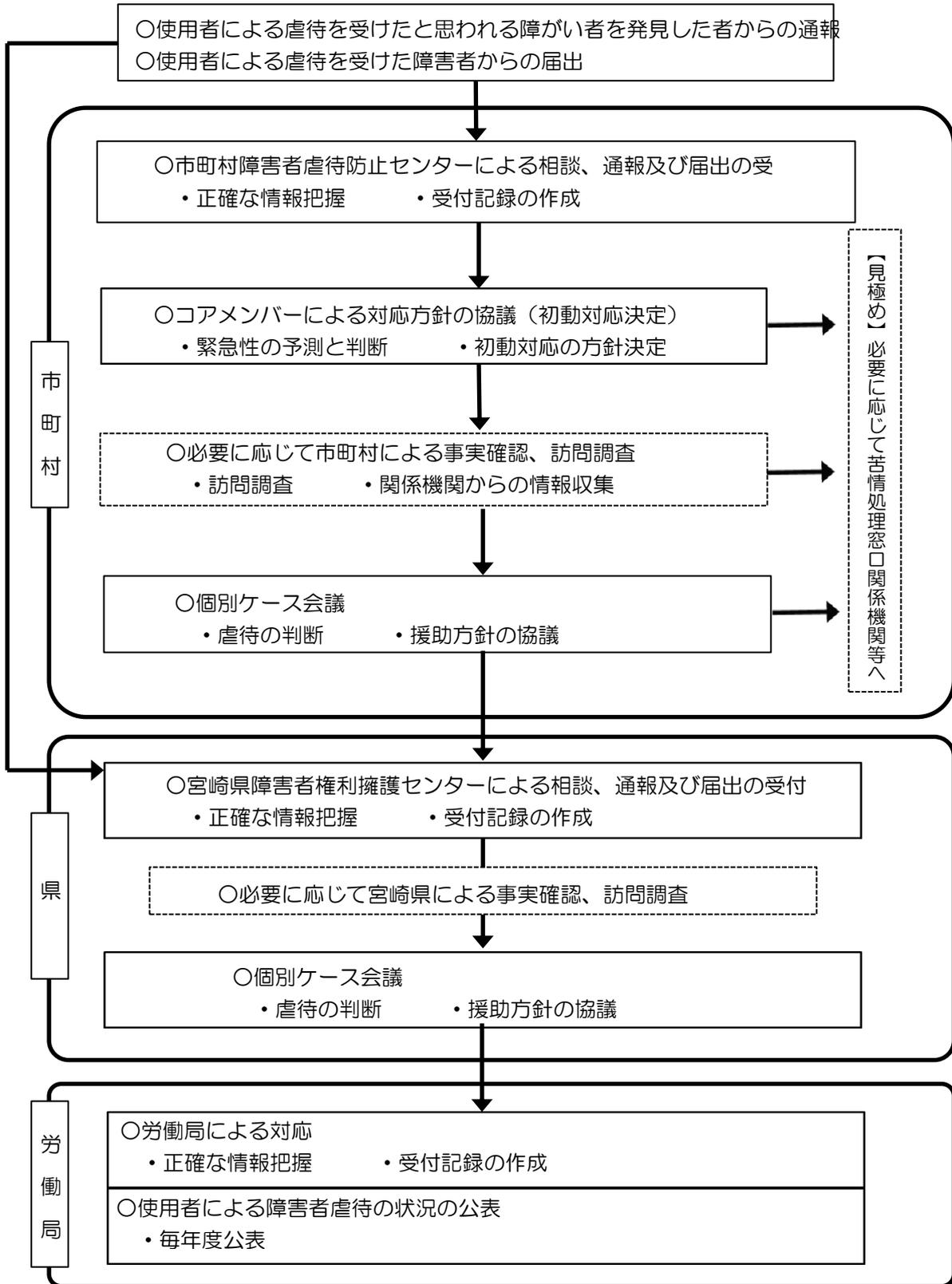
企業等において、障害特性に応じた配慮が分からず、それが職場でのトラブルにつながっているケースもあり、事業主をはじめとした事業所全体で、職員が障がい者の人権や障がい者虐待についての理解を深め、障がいのある人への接し方などを学ぶことが必要です。

※障がい者への接し方が分からないなどの場合には、ハローワークや地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターなどに相談することが重要です。

(2) 苦情処理体制の構築

障がい者を雇用する事業主に対して、雇用される障がい者やその家族からの苦情を処理する体制を整備すること等により虐待の防止等の措置を講ずることが規定されています。

◇使用者による障がい者虐待への対応



VI. 障がい者虐待対応事例

養護者からの経済的虐待の事例

(1) 事例の概要

- * 40歳の知的障がい：療育手帳B1の男性Aさん。在宅で75歳の母親と2人暮らし。性格は内向的で、意思表示は難しく、質問をされた時は「はい」「いいえ」と小さい声で答える。身辺整理は自立している。
- * 就労継続支援B型事業の利用を休まず通所しているが、姉からの経済的な搾取が続き、生活が困窮した状態に陥っているため、市の虐待防止センターに通報した。

(2) 支援プロセス

①発見

プロセス	業務・ポイント
<p>就労継続支援B型事業のサービス管理責任者より利用者のことで相談がしたいとの連絡が相談支援事業所に入る。</p> <p>Aさんは母親と2人暮らしをしている。「最近、生活が苦しいと訴えが多いので、一度、相談にのってもらえないだろうか」とのこと。</p>	<p>(相談受付)</p> <p>Aさんの生活が苦しいことは理解出来るが、何故、経済的に困窮してしまったのかをサービス管理責任者も詳しくは分からないようなので、家庭に同行訪問して、母親、本人から生活実態を聞くことにしました。</p>
<p>サービス管理責任者に同行して自宅の訪問をする。サービス管理責任者が事前に訪問の目的を伝えていた為、母親は内容を理解していると思ったが表情は硬く、しばらく黙ったままであった。本人も母親が言いにくそうなので、どうしたら良いか分からないようである。</p> <p>生活費は母親と本人の年金、工賃を合わせて約17万円であること。アパートは古く家賃も高いとは言い難い。生活は質素である。家庭の様子を見る限り金銭の浪費等は考えにくい。</p> <p>しばらくすると、意を決したように母親から話し始める。Aさんのことが家族の中心であったこと。娘(長女)のことを充分に見てあげられなかったこと等、家族の生活歴から、最近になって娘がお金の無心に来ることを話し始めた。</p>	<p>(初回面接)</p> <p>初回面接場面では母子の緊張を和らげる為、サービス管理責任者から、相談支援専門員の役割と、訪問の意味を説明してもらいました。そして、サービス管理責任者から相談内容の確認の為、生活が苦しい現状について詳しく聞くところから始めました。</p>
	<p>Point! 事前にサービス管理責任者から母親に経済的な状況を確認されておくと支援に繋がりがやすいです。また、聞き取りを相談支援専門員が一方的にするのではなく、傾聴の姿勢に徹し相手の訴えたい内容を引き出しながら対応をする必要があります。</p>
<p>母親とAさんに預金通帳を見せていただく。定期的に数十万円単位で預貯金が下ろされ、貯金もわずかであった。</p>	<p>(虐待発見)</p> <p>家族の背景や現状を理解し、本人の預貯金もない状況を確認します。</p>

プロセス	業務・ポイント
<p>姉から怒られたり、小突かれたりするとAさんからの話しもある。</p> <p>経済的、身体的な虐待が疑われた為、市の虐待防止センターへの通報を行うことにする。</p>	<p>経済的な虐待であることを説明し、母親、Aさんに虐待防止センターの機能を説明し、相談に行くことを薦めます。と同時に、今の状態は娘さんにとってもマイナスになること、家族関係の調整が必要であることを説明します。</p> <div data-bbox="810 499 1385 607" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">  虐待を発見した場合には、まずは通報をします。 </div>

- 留意点■
- 虐待を発見した場合には、まずは通報をしてください。
 - 家族間の問題であることとして認識している場合もあり、問題が顕在化しないことが考えられます。普段相談を受けている相手であっても、生活状況は日々変わっていることも考えられますので、早期発見に努めることも必要です。

②通報／初期対応

プロセス	業務・ポイント
<p>相談支援専門員が、市の虐待防止センターに虐待通報を行う。そして、直接市の虐待防止センターに母子、サービス管理責任者、相談支援専門員で訪問。状況報告を行う。</p>	<p>【通報・受付】 ※初動期段階 (通報)</p> <p>虐待発見者は市町村に通報します。窓口は「相談・通報・届出受付票」にて情報収集・整理をします。</p>
	<p>(コアメンバーによる対応方針の協議)</p> <p>市の虐待防止センターの担当(以下、市の担当)、虐待対応コアメンバーで情報の分析と支援の方針を確認します</p> <div data-bbox="810 1547 1385 1713" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">  虐待の判断は個人では行わず、必ずコアメンバー会議において管理職を含む組織体で検討・対応をする必要があります。 </div>
<p>姉からの搾取や暴言、暴力があった場合には警察の介入も必要である為に、警察に協力依頼をセンターから行う。</p> <p>コアメンバー会議の中で姉に生活保護の相談歴があることが判明。姉にも知的障害があり、現在、離婚して経済的にも苦しい状況。</p>	<p>※虐待対応段階</p> <p>相談支援専門員は、市の虐待防止センターから支援依頼を受けた場合には、家庭への定期訪問を継続していきます。</p>

■留意点■

- コアメンバー会議とは、相談・通報・届出を受けた時に、虐待（疑いを含む）の対応及び緊急対応の必要性の有無を組織的に判断する、初動対応方針決定の場になります。
- 虐待通報は昼間に入るとは限りません。時間外対応の体制を準備しておく必要があります。
- 緊急性が高いと判断した場合には早急に介入する必要があります。措置を含めた保護方法を速やかに検討し、ここでは養護者への支援の視点も意識しつつ、障がい者の安全確保が最優先であることに留意してください。

③具体的介入

プロセス	業務・ポイント
<p>コアメンバー会議にて緊急性はないと判断され、市の担当と姉が面談を行う。</p> <p>障害者虐待との認識が薄く、家族のことであるので関わらないでほしいとの話である。</p>	<p>【事実確認・訪問調査】</p> <p>訪問調査などにより、事実確認を速やかに行う必要があります。</p>
<p>市の担当と姉との面談を継続していく中で、家族への不満、自分自身の生活のきつさ等を話し始める。</p>	<p>【ケース会議の開催】</p> <p>訪問調査等による事実確認を行った結果、それらの事実をもとに虐待であるかどうかを組織的に検討し、虐待事案に対する支援方針を検討する会議です。</p>
<p>その後、姉の生活保護相談の開始と生活保護支給に至る。姉への支援は生活保護ワーカーが担当することになる。</p> <p>現在は姉からの搾取は無くなっている。</p> <p>定期訪問を継続し、姉からの虐待については終結となって行ったが、母子の生活課題は多く、今後のことも含めてサービス等調整会議を行う。ヘルパーによる食事支援も検討する。</p>	<p> 対応方針の検討にあたっては、何よりもAさんの安全が確保されていること、Aさんや母親が安心して生活を送るための環境整備を図るという視点が重要となります。また、場合によっては専門家が入ることもあります。</p>

■留意点■

- 事実確認を速やかに行うとは…高齢者虐待防止法、児童虐待防止法の実事確認を行う時間は48時間以内を目安にしています。
- 本人の安全確認を意識しながら、家庭内の状況、必要に応じては関係者から広く情報を収集することが必要です。

④終結

プロセス	業務・ポイント
ヘルパーによる食事支援が開始される。	<p data-bbox="826 544 1385 577">【虐待対応の終結】</p> <div data-bbox="810 593 1391 795"><p> 終結の判断は、「虐待が解消されたこと」と「Aさんと母親が安心して生活をおくるために必要な環境整備の目処が立ったこと」が確認できることが必要です。</p></div> <div data-bbox="810 967 1391 1169"><p> 虐待対応の終結後は、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活を送る権利を保障するために、必要に応じて関係者への引継ぎや情報を提供することが</p></div>

■留意点■

- 虐待対応が終結したと思われた時点で状況を整理して会議に諮り、組織的に虐待対応の終結を決定します。
- 虐待の構図は複雑です。本人支援の立場が主となりますが、時には家族の支援も含めて考えていくことが必要です。
- 市の虐待防止センター、相談支援事業所、福祉事業所等での役割の確認も含めて連携していくことが求められます。
- 本人、家族の思いを理解し、支援のスピードが適切かどうかの判断を個人ではなくチームで確認をしていく必要があります。

まとめ

障がい者虐待の態様や背景事情は様々であり、今回の事例のような家族による「虐待」は表面にある現象だけを見て判断することは危険であると感じます。対応方法も多様で、場合によっては、通報・届出・相談を受けた時に生命の危険にかかわる緊急性の判断やその対応を求められることも想定されます。

相談者が安心して話ができる空間づくりを心掛け、家族の生活歴も聞き取りを行い、家族間の調整をすることからスタートしていくことで、家族関係の再構築にもつながることにもなりますが、虐待を発見した場合には「まずは、通報をする」ことを大前提に本人が住み慣れた地域で安心して生活ができるような仕組みづくりが大切です。

施設従事者による放棄・放任(ネグレクト)の事例

(1) 事例の概要

- * 障害者入所施設Bにおいて、入所支援と生活介護を利用している45歳の知的障がい：療育手帳A（障害程度区分4）の男性Aさん。意思表示は難しいが、日常的な簡単な言葉は理解できる。
- * 毎日、ゴロゴロと寝てばかりで全く活動に参加されない。支援者も「Aさんの自由だから。」と言って特に支援する様子もない。食事も食べたり食べなかったりで、生活全般において本人任せの支援をしている。その様子を新人の支援員Cが、施設長に相談するも改善されないため、市の虐待防止センターに通報した。

(2) 支援プロセス

① 発見

プロセス	業務・ポイント
<p>障害者支援施設Bで働く新人の支援員C（以下支援員C）が、毎日ゴロゴロしているAさんに、活動の参加を促したが、全く返事もしてくれないため、近くにいた支援員に状況を伝えると、「Aさんはいつものことだからほっておいてもいいよ。Aさんの自由だから。」と言われた。支援員CはAさんが気になりながらもその場から離れて、他の方と一緒に活動に参加した。その後、食事時間になった為、Aさんに対し、支援員Cが食事に行くように促したが、食堂に行く様子がないため、近くにいた支援員に状況を伝えると「Aさんはいつものことだからほっておいてもいいよ。Aさんの自由だから。「それに他の支援員もそうしているから」と言われた。その状況が、1ヶ月間続いたため、支援員Cは気になってB施設の施設長（以下施設長とする）に、Aさんの状況について相談をしたが、施設長は、「それは、支援の一環である。みんな一生懸命頑張ってくれている。あなたも早く仕事になれるように」と言われた。</p> <p>その後、居室で横になっていたAさんに支援員Cが声をかけると返事がなかったため、Aさんに近づくと汗臭かった。入浴状況を確認すると、本人任せになっており、ほとんど入っていないことが分かった。</p>	<p>（施設内での相談）</p> <p>職員は、業務上の疑問や処遇の悩みを上司等に相談して解決を図ります。日常的に“報告・相談・連絡”の体制を整え対応する必要があります。</p> <div data-bbox="805 1478 1407 1680"><p> 虐待があることを知りながら、見て見ぬふりをしてしまった職員がいる場合、職員相互の指摘ができないような支配的な力関係が職員の間で働いている場合がある。</p></div>

■留意点■

- 新人の職員だからこそその気づきがあった。同じ職場環境で長期間働く場合、慣れ等から虐待をしている認識が希薄になる為、常に福祉専門職として自分の支援を振り返る等の意識を持っておかななくてはならない。
- 「Aさんの自由だから」との理由で放棄・放任を正当化する事は出来ない。また、「他の職員もそうしているから」との言葉に、施設全体で放棄・放任を行い黙認していることが考えられる。
- 施設長の「それは、支援の一環である」との言動から、施設全体で虐待に関しての意識が非常に低くなっている。
- Aさんが活動に参加しない本質的な原因を探らなければならない。

②通報／初期対応

プロセス	業務・ポイント
<p>支援員Cは、放棄・放任の虐待にあたるのではないかと思い、市の虐待防止センターにB施設の支援状況を通報した。</p>	<p>【通報・受付】 (通報) 虐待発見者は市町村に通報する。窓口は「相談・通報・届出受付票」にて情報を整理します。</p> <div data-bbox="805 1048 1412 1227" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p> 市町村に通報することなく、施設の中だけで事実確認を進め、事態を収束してしまうと通報義務に反してしまいます。</p> </div> <p>(コアメンバーによる会議) 通報内容の検討・今後の対応や方針の決定・緊急性の判断・都道府県への報告などを速やかに行います。</p>
<p>市の虐待防止センターの担当(以下、市の担当)は、通報内容から放棄・放任の虐待が疑われると判断し、事実確認のためAさん、Aさんの家族、B施設職員からの聞き取りや、調査を実施した。</p>	<p>内部的には、法人の理事長に報告し、必要に応じて臨時理事会の開催について検討します。</p> <p>情報収集) 訪問調査などにより事実を確認する。本人・家族・事業所宛を対象に実施します。</p> <div data-bbox="805 1774 1412 1975" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p> 虐待を受けた障がい者のためにも、施設・事業所の支援の改善のためにも、行政が実施する訪問調査などに協力し、事実を明らかにすることが必要です。</p> </div>

プロセス	業務・ポイント
<p>【B施設での聞き取り】</p> <p>「当初、活動に参加されていないAさんに対して支援員が、何度も声かけをして活動への参加を促していた。しかし、参加状況は変わらないし、職員の人数も足りない為、いつの間にかAさん任せの支援になってしまった。」と話した。食事を食べたり、食べなかったりすることについては、「だんだん痩せてきている状況も分かっていたが、特にそれに対しての支援もなされていなかった。」とのことであった。</p> <p>【家族の聞き取り】</p> <p>「私たち家族では、本人（Aさん）の面倒を見ることはできないから、お願いするしかありません。」とのこと。</p> <p>Aさんからの聞き取りでは、終始うつむいたまま何もしゃべらなかつた。</p>	<div data-bbox="799 235 1409 436" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p> 小さな不適切な対応が積み重なってエスカレートし、やがて大きな虐待につながってしまうケースも考えられるため、経過の把握も必要です。</p> </div> <div data-bbox="799 510 1409 763" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p> サービスを利用している障がい者の家族も、「お世話をお願いしている。」という意識から、施設・事業所に不信感を感じた場合でも、思っていることを自由に言えない立場に置かれていることがあります。</p> </div> <p style="margin-top: 10px;">（ケース会議の実施）状況確認に基づき、急ぎの対応については都度進めていきます。</p>

- 市の担当は、公平中立の立場を守りつつ、本件の事実確認を行います。
- 家族は施設にお世話になっている等の気持ちがある為、不信感や不満を言えない状況に陥りやすい事に留意しなければなりません。
- 施設の個別支援計画やケース記録の内容をしっかりと確認する必要があります。

③具体的介入

プロセス	業務・ポイント
<p>虐待を受けたAさんについては、健康診断を実施し、体重減少（3ヶ月で10キロ）が確認された為、検査入院を進めた。</p> <p>事実の確認と原因の分析を通じて虐待に関係した職員や施設の役職者の責任を明らかにする必要があります。</p>	<div data-bbox="799 1664 1409 1787" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p> 虐待を受けた利用者の安全確保が最優先です。</p> </div> <p style="margin-top: 10px;">（権限の行使）施設等からの報告及び聴収、措置等の公表を行います。</p> <p>刑事責任や民事責任、行政責任に加え、道義的責任が問われる場合があるため、真摯に受け止めることが大切です。</p>

プロセス	業務・ポイント
	<div data-bbox="799 232 1407 439"> <p> 法人としての責任の所在に応じた処分を行うことになる。処分に当たっては、労働関連法規及び法人の就業規則の規定等に基づいて行います。</p> </div> <div data-bbox="799 439 1407 568"> <p>市福祉課から業務改善命令が出され、施設は業務改善の報告を提出します。</p> </div> <div data-bbox="799 568 1407 775"> <p> 処分を受けた者については、虐待防止や職業倫理などに関する教育や研修の受講を義務付けるなど、再発防止のための対応を徹底して行うことが求められます。</p> </div> <div data-bbox="799 775 1407 1003"> <p> 施設運営には、意識して第三者の目を入れていく。虐待防止対応規定の作成、苦情受付担当との連動など、事業所内で未然に虐待を防止できる体制作りを行います。</p> </div>

- 施設内で虐待が発見された場合、解決を急ぐあまり表面上だけの対応になる可能性がある。
Aさんの対応については、健康面等の観点から早急に対応する事が求められるが、施設の運営や職員の教育等には、重層的かつ継続的に行っていかなければなりません。
- 虐待を行った職員に責任を押し付けることなく、施設全体で事実の共有を行い業務改善に向けて意識的に取り組んでいく事が大切です

まとめ

障害者支援施設は、入所している障がい者の居住の場でもあるため、ともすると閉じられた場になりやすいという側面があります。このため、内部の習慣的な行動が外部から乖離していく危険性をはらんでいるとともに、虐待事案が発生した場合も発見されにくい土壌ともなり得ます。このため、地域に開かれた施設運営をしていくことが重要です。地域の住民やボランティア、実習生など多くの方が施設に関わることによって、職員の意識にも影響を及ぼすと考えられます。

また、サービス評価（自己評価、第三者評価など）の導入も積極的に検討することが大切です。

使用者による心理的虐待の事例

(1) 事例の概要

- * 20歳代、女性、Aさん。療育手帳所持（B2）
- * 障がい者雇用にて、製造業フルタイム勤務（8－17時）
- * Aさんが働く職場は社長以外すべて女性従業員（7名）。定着支援を行っていた就業・生活支援センターの就業支援員Bに「社長によるAさんへの虐待が疑われる」との従業員からの情報が入った。そのため就業支援員Bより障害者虐待防止センターへ通報した事例。

(2) 支援プロセス

④ 発見

プロセス	業務・ポイント
現在の職場に就労したAさんについては就業・生活支援センターの就業支援員Bが定期的に職場定着支援を行っていた。就労から5カ月近く経ちそれまで順調だったAさんが職場を休みがちになった。ある日、一緒に仕事をしている従業員Cから「最近Aさんと社長との関係が心配である」との情報を得る。以前は親しすぎるほどの仲だったが、最近Aさんに対してだけ怖い口調が目立っている。就業支援員BはAさんに確認するが職場を辞めさせられるという思いからか、社長への恐怖からか、多くは語らない。しかし、就業支援員Bは虐待の可能性を感じ、早急に障害者虐待防止センターに通報することにした。	（相談） 支援者は、日頃から周囲の従業員等との信頼関係を保ち、緊急連絡を取れるような緊密性が必要です。

■留意点■

- 使用者による虐待に関する通報等の内容は、労働条件に対する苦情であったり、また虚偽による通報や過失による事故であったりすることも考えられます。したがって、通報等を受けた場合には、当該通報等について迅速かつ正確な事実確認を行うことが必要です。
- 企業等の所在地と障がい者の居住地が異なる場合
 - ① 企業等の所在地の市町村に通報等があった場合
通報等を受けた市町村は、通報者への聞き取りなどの初期対応を行った上で、厚生労働省令に基づき、企業等の所在地の都道府県に通知します。併せて、その後の対応等については居住地の市町村が生活上の支援を行うこととなりますので、通報を受けた市町村は速やかに居住地の市町村に連絡をする必要があります。
 - ② 居住地の市町村に通報等があった場合
通報等を受けた市町村は、通報者への聞き取りなどの初期対応を行った上で、厚生労働省令

に基づき、企業等の所在地の都道府県に通知します。併せて、企業等への訪問調査等を行う際に、その企業等と付き合いのある企業等の所在地の市町村の協力が必要な場合は、企業等の所在地の市町村にも情報提供します。

③企業等の所在地又は居住地の都道府県に通報等があった場合

通報を受けた都道府県は、速やかに居住地の市町村に連絡をする必要があります。

⑤通報／初期対応

プロセス	業務・ポイント
<p>就業支援員Bより虐待の通報を受けた障害者虐待防止センターは、直ちにコアメンバー会議を開催した。</p>	<p>【通報・受付】 (通報) 虐待発見者は市町村に通報する。窓口は「相談・通報・届出受付票」にて情報を整理する。</p> <p>point! 使用者虐待に関する相談・通報は、宮崎県障害者権利擁護センターでも構いません。</p> <p>(コアメンバーによる会議) 通報内容の検討・今後の対応や方針の決定・緊急性の判断・都道府県への報告などを速やかに行う。</p> <p>point! 必要に応じて就労関係者（ハローワーク、就業・生活支援センターなど、本人が就職する際に関わった者）の協力を得ます。</p>
<p>市の障害者虐待防止センターの担当者（以下、市担当者）は、通報内容から心理的虐待が疑われると判断し、事実確認のためAさん、従業員Cからの聞き取りや、調査を実施した。</p> <p>【聞き取り内容】 当初は社長に好意を持たれ、休日に二人だけの出勤をさせられたり、食事に誘われたり、「良い子を紹介して…」などのメールを送ってくるなどが始まりだったが、Kさんの気持ちがなびかないことで、『お前～』、『てめー何やってんだー』、『ばかやろ～』などと暴言を浴びせるようになったそうである。そのことで胃炎を発症し職場を休んだりの体調変化もあった。実際に携帯電話に送られてきたメールの内容も確認した。</p>	<p>通報等を受けた市町村・県は、通報等内容の事実確認や障がい者の安全確認を行います。</p> <p>point! 訪問調査を行う場合には、客観性を高めるため、原則として2人以上の職員で訪問するようにします。</p>

■留意点■

- 使用者による障害者虐待ではなく、一般的な労働条件に対する苦情等で他の相談窓口（例えば労働基準監督署や公共職業安定所等）での対応が適切と判断できる場合には、適切な対応窓口につなぎ、通報等への対応を終了します。

⑥危機介入

プロセス	業務・ポイント
事実確認した内容をもとに行った個別ケース会議にて虐待事案として判断されたため、市担当により宮崎県障害福祉課に通知した。 宮崎県障害福祉課の担当者は、通知を受けた内容を労働局へ報告した。	虐待が確認され通知・報告する際は、市町村と県はそれぞれに「労働相談票（使用者による障害者虐待）」を作成し、添付します。
報告を受けた労働局は、事実確認と解決に向けての対応を行った。	労働局では、報告内容から対応部署を決めます。対応部署は、それぞれの関係法令の規定による権限を適切に行使して、対応します。

 使用者による障害者虐待であっても、障がい者の生活支援が必要な場合があるため市町村等との連携が求められます。

まとめ

障害者虐待防止法は、「使用者による障害者虐待」について定めていますが、これは、児童や高齢者の虐待防止法には見られない領域であり、障害者虐待防止法において初めて規定されたものです。使用者による虐待は、支えあいを基本とする家庭内での虐待や、サービスや支援を基本とする施設等における虐待とは性格を異にしており、その多くが職務の遂行を基本とする機能集団の中で発生するものです。そのような環境では、障がい者の持つ特性に対する周囲の理解不足などから、ちょっとした「注意」や「指導」が、「暴言」や「無視」に発展し、やがて、心理的虐待や身体的虐待などにつながっていく可能性があるという点にも留意する必要があります。

まずは、職員が障がい者の人権や障がい者虐待についての理解を深め、障がい者への接し方などを学ぶことが必要です。また、障がいのある人への接し方が分からないなどの場合には、ハローワークや障害者就業・生活支援センターなどに相談することが重要です。